



市民緑地認定制度 活用の手引き



- 民×官の連携によるオープンスペースの運営 -

2021.8 改定第3版

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課



はじめに

人口減少・少子高齢化社会を迎えた今、地方公共団体の財政制約の深刻化に伴い、都市公園の整備費、維持管理費の制約が強まっている。同時に、使い道が失われ、適正に管理されない空き地等も増加している状況にある。

一方で、都市部においては、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在している。

こうした背景を踏まえ、民間活力を活かした緑・オープンスペースの創出を推進するため、平成29年の都市緑地法等の改正において**市民緑地認定制度**が創設され、**NPO 法人や企業等の民間主体が公園と同等の空間を創出する取組への支援**がスタートした。

本手引きは、市民緑地認定制度の活用を検討する民間団体や地方公共団体が、制度活用に至るまでの手続きを中心にポイントを取りまとめたものである。

全国において、本制度が効果的に活用され、よりよい地域づくりが進むことを期待する。



市民緑地とは

市民緑地とは、都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、以下の2つの手法により設けられる。

- ① 地方公共団体又はみどり法人等が土地等の所有者と契約を締結して設置管理するもの
(市民緑地契約制度／都市緑地法第55条)
- ② 民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理するもの
(市民緑地設置管理計画の認定制度／都市緑地法第60条)

本手引きの対象は②である。

なお、本手引きでは、この制度を「市民緑地認定制度」、この制度によって設けられる市民緑地のことを「認定市民緑地」と称する。

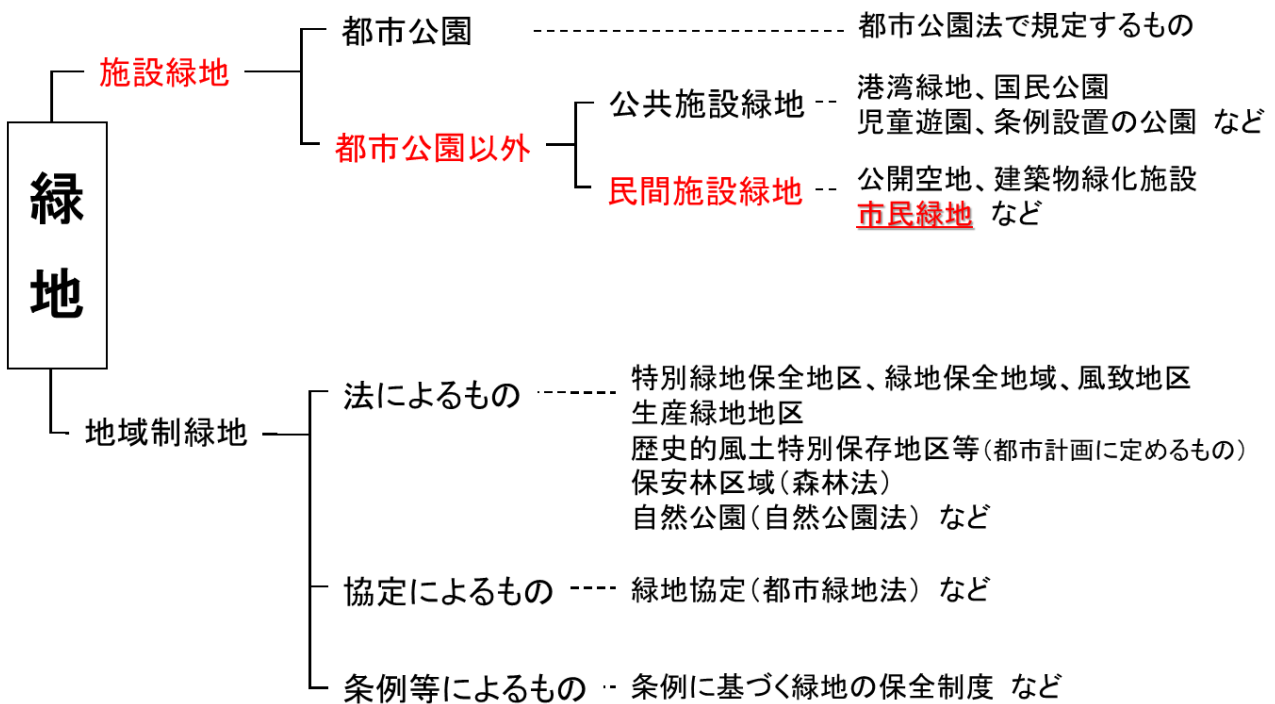


図 緑地の分類

目次

はじめに

概要

本編

1. 市民緑地認定制度等の概要

- 1-1 市民緑地認定制度について P1-1
 - (1) 市民緑地認定制度の概要
 - (2) 市民緑地認定制度の意義
 - (3) 市民緑地認定制度活用のイメージ
- 1-2 緑の基本計画における位置づけ P1-6
 - (1) 緑の基本計画
 - (2) 緑化重点地区
- 1-3 みどり法人制度について P1-10
 - (1) みどり法人の概要
 - (2) みどり法人の業務
 - (3) みどり法人制度活用のメリット

2. 認定までのプロセス

- STEP 1 : 要件の確認 P2-2
- STEP 2 : 税条例の改正 P2-7
- STEP 3 : みどり法人の認定申請・指定 P2-10
- STEP 4 : 土地の賃借契約の締結 P2-16
- STEP 5 : 市民緑地設置管理計画の申請・認定 P2-19
 - (1) 市民緑地設置管理計画の認定の申請
 - (2) 市区町村による認定
- STEP 6 : 税制特例の要件に該当する証明の提出 P2-34
- STEP 7 : 認定市民緑地の整備、公開、管理 P2-35
 - (1) 認定市民緑地の整備、公開
 - (2) 計画変更
 - (3) 認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていない場合の措置

3. 活用支援策の紹介

- 3-1 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置 P3-1
- 3-2 市民緑地等整備事業(社会資本整備総合交付金) P3-9

4. 事例紹介

- 4-1 中川自治会広場(埼玉県さいたま市) P4-2
- 4-2 かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市) P4-4
- 4-3 ソシエルみどりの ファームプレイス(茨城県つくば市) P4-6

5. その他

- 5-1 認定市民緑地ロゴマーク..... P5-1
- 5-2 認定市民緑地リーフレット..... P5-7

制度概要

本編

1.市民緑地認定制度等の概要

1-1 市民緑地認定制度について

(1) 市民緑地認定制度の概要

- 市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度である。
- 民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。

都市の緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保していくことが重要である。

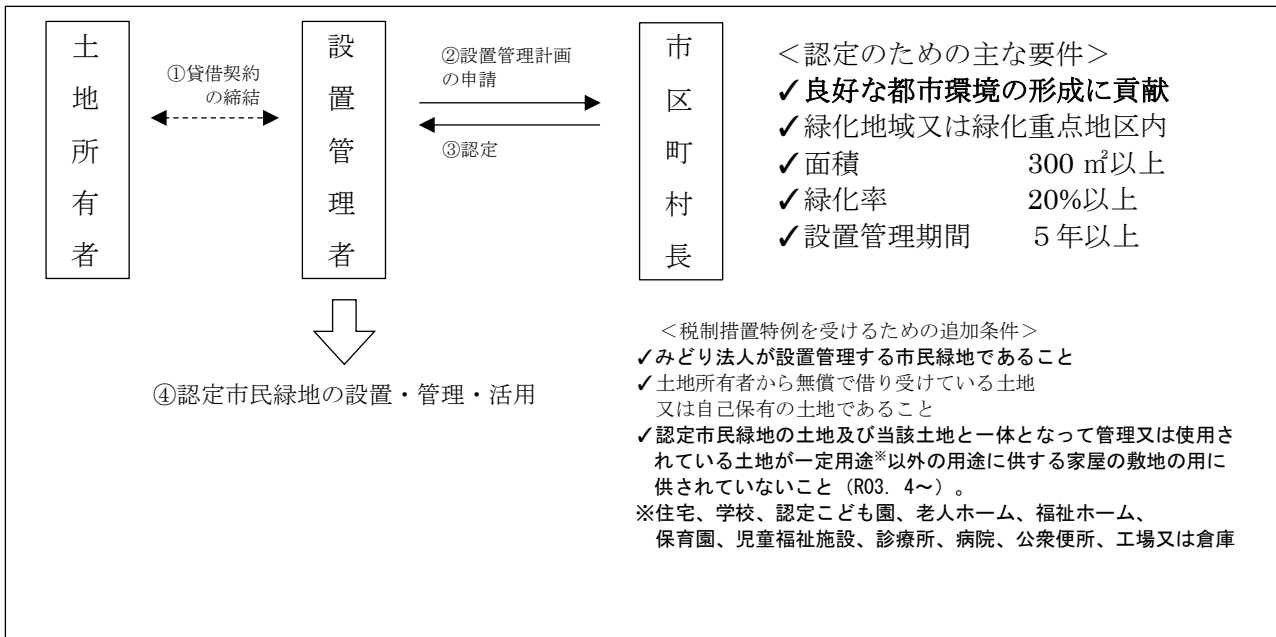
市民緑地認定制度は、民間主体が、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を、地域住民の利用に供する緑地として提供し、公園と同等の空間を創出する取組を促進する制度である。

本制度の活用にあたり、設置管理者となる民間主体は、緑化地域又は緑の基本計画に定めた緑化重点地区の区域内において、自ら所有する又は借り受けた土地について市民緑地設置管理計画を作成する。市区町村長は、申請された計画の内容が一定の基準を満たすときはその計画を認定する。認定事業者は、認定計画に基づき適切に市民緑地の設置管理を行い、良好な緑地空間が地域住民の活動の場として提供される。

なお、一定の緑地整備・管理能力を有する団体については、市区町村長が緑地保全・緑化推進法人（通称：みどり法人）に指定することで公的な位置づけを与え、地方公共団体と連携しつつ民間団体や市民による自発的な緑地保全・整備の一層の推進を図っている。

認定市民緑地を設置管理する者がみどり法人としての指定を受けている場合は、一定の要件を満たすことで土地に係る税制措置の特例や施設整備への支援を受けることが可能である。

<制度のスキーム>



<関係法令>

市民緑地認定制度について

(都市緑地法第60条)

緑化地域又は第四条第二項第八号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画（以下「市民緑地設置管理計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

(都市緑地法第61条第1項)

市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第八号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(都市緑地法第69条第1項)

市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

(2) 市民緑地認定制度の意義

大都市及びその近郊においては、依然として都市公園の整備は十分とは言えず、また、地方公共団体の財政制約は深刻化している。民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わない緑の創出と保全を推進する。

認定市民緑地の設置・管理により、民間主体や地方公共団体に得られるメリットとして、下記が挙げられる。

民間主体	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村の認定を受けることにより、企業が行う地域貢献や社会貢献活動（CSR）、緑地の管理を通じた社会課題の解決等に対し、公的な位置づけが与えられる。 ○ 必要な施設整備に要する費用の一部に対し、国の支援が受けられる。 <p>上記のほか、民間主体がみどり法人の指定を受けることで得られるメリット：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税の減免：認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地にかかる固定資産税・都市計画税が原則、1/3（1/3を参酌して1/2～1/6の範囲内において条例で定める割合）の軽減が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者が設置・管理運営の主体となるため、緑地の設置・管理運営に伴う地方公共団体の財政負担の軽減※や、当該認定市民緑地を活用した地域の活性化が進む。 ○ 住民1人当たりのオープンスペース面積を増加できる（住民一人あたりの都市公園面積として算定することができる）。 ○ 認定した設置管理計画に基づき管理が行われるため、広場空間の管理運営水準を、法的に担保することができる。 <p>※ 税制特例措置を活用する場合、一部税込減が発生する可能性がある（交付税措置の増額による一部補填対象となる）</p>

<関連法令>

市民緑地認定制度の意義について

（都市緑地法運用指針 12-2 (1)）

都市公園については、全国的に見れば、住民一人当たりの面積が10㎡を超える水準となっているが、大都市及びその近郊においては、依然として整備水準は十分とは言えず、また、地方公共団体の財政制約の深刻化に伴い、都市公園にかかる整備費、維持管理費は減少しているところである。

このような状況の中、近年、使い道を失い、適正に管理されない空き地等が増加しつつあり、またその一方、自治会等の住民団体やNPO法人が、空き地を有効活用して広場等を整備し、近隣住民に公開する取組が広がってきている。こうした民間団体による空き地等を緑地として保全・活用する取組を一層推進することにより、良好な居住環境を維持するため、平成29年法改正において、民間主体が作成した市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）を市区町村長が認定する制度を設け、市民緑地の用に供する土地のうち一定のものに係る固定資産税等の軽減や緑地保全に係る手続のワンストップ化等の特例を付与することにより、民間主体による市民緑地の設置管理の促進を図

るものである。

(都市緑地法運用指針 12)

(中略)

市民緑地は、住民の利用に供する緑地として都市公園と同等の機能を果たすものと評価し、都市公園法施行令第1条の2において、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、市民緑地の設置状況も考慮して定めることとした。具体的には、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10㎡(市街地においては5㎡)から市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除したものの以上としている。

(3) 市民緑地認定制度活用のイメージ

市民緑地認定制度は、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間(オープンスペース)を創出するものであり、地域で活動する団体が様々な地域の活動の場として緑地を整備するケースや、民間企業の取組として、自社が整備した良好な緑地を市民に親しまれる緑地空間として公開するケースなどが想定される。

対象となる土地のイメージとしては、地域団体のケースでは住宅地に存在する空き地や既存の緑地空間などが、民間企業のケースでは、企業等が所有する土地の一部を緑地空間として市民に提供するなどが想定される。

いずれも、従来あまり利用されていない土地を質の高い管理により緑地として公開し、市民の利用に供するものである。

<活用のイメージ>

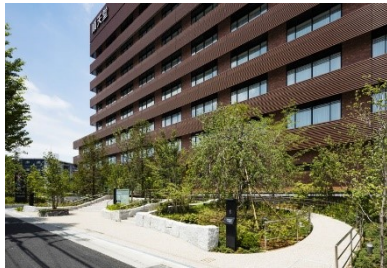


<活用イメージ>

- ① 郊外部における空き地を活用し緑地を創出、地域住民のイベントの場として活用する
(例) 空き地の活用や住宅街の使われていない土地について、自治会等が芝生や植栽を整備し、路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用



- ② 既存の緑化空間の植栽を充実し、憩いの場として公開する
(例) まちなかの既存緑地のうち一般公開されていないものについて、地域住民が利用しやすいように施設整備や植栽の充実等の管理を行い、地域の憩いの場として開放



- ③ 一定の用途に供する家屋^{*}の敷地を緑地空間として整備し、公開する。
(例) 緑の少ない地区での建物敷地の一部を、貴重な緑地空間として自ら管理し、広く市民に開放



^{*} 住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育園、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫

(2) 緑化重点地区

市区町村は、緑の基本計画において、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めることが出来る。

「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」は、当該市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて、当該地区において講ずることとなる公共公益施設の緑化等の緑化施策についておおむねの位置を特定し即地的に定めるべきである。

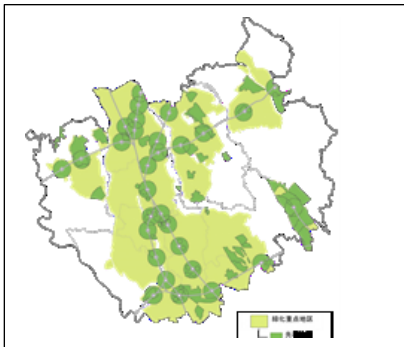
市民緑地認定制度を積極的な活用を図る観点からも、緑の基本計画策定・改定の機会において、当該市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、積極的に緑化地域、緑化重点地区の設定を行うことが望ましい。

また、民間主体が市民緑地の設置を計画している又は今後期待される土地等の区域については、積極的に緑化重点地区として位置づけることが望ましい。

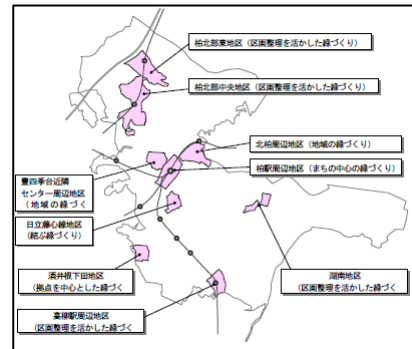
〔積極的に緑化重点地区の設定を行うことが望ましい地区 具体例〕

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 緑が少ない住宅地
- ・ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・ 防災上緑地の確保及び市街地における緑地の必要性が比較的高い地区
- ・ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ・ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等

■緑化重点地区の認定事例



市街化区域の概ね全域を緑化重点地区に指定



緑の取り組みを先導するため地区を指定

■指定件数（令和2年3月末時点）

全国690の市区町村が「緑の基本計画」を策定。（都市計画区域を有する全市区町村の50.2%）。うち、403市区町村（58.4%）が緑化重点地区を指定。

項目	市区町村数	割合（%）
市域全域（100%）を緑化重点地区に指定	21	5.2
市域面積の80以上100%未満を緑化重点地区に指定	14	3.5
市域面積の60以上80%未満を緑化重点地区としている市区町村	7	1.7
市域面積の40以上60%未満を緑化重点地区に指定	6	1.5
市域面積の20以上40%未満を緑化重点地区に指定	16	4.0
市域面積の0以上20%未満を緑化重点地区に指定	214	53.1
不明	125	31.0
合計	403	100

<関連法令>

緑の基本計画・緑化重点地区

（都市緑地法第4条第2項第8号）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一～七（略）

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

（都市緑地法運用指針4（1））緑の基本計画の意義

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区や生産緑地地区の決定等都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要である。緑の基本計画（以下「基本計画」という。）制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できることとしたものである。

（都市緑地法運用指針4（4））基本計画の内容

① 基本計画は、各市区町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるものであり、その内容は各市区町

村の自主性に委ねられるものである。(略)

- ⑨「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」は、当該市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて緑化重点地区を定め、当該地区において講ずることとなる公共公益施設の緑化等の緑化施策についておおむねの位置を特定し即地的に定めるべきである。(中略)

具体的には、例えば、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、緑地協定及び市民緑地契約の締結、市民緑地設置管理計画の認定、公共公益施設の緑化、地区計画等の区域における緑化率規制、私有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定めることが考えられる。

1-3 みどり法人制度について

(1) みどり法人の概要

- 緑地保全・緑化推進法人（通称：みどり法人）制度は、NPO 法人やまちづくり会社などの地方公共団体以外の団体が、緑地の保全や緑化の推進を行う団体として、市町村長の指定を受ける制度である。
- なお、市民緑地認定制度を活用する際、固定資産税・都市計画税の課税特例措置を受けるには、当該認定市民緑地がみどり法人により設置・管理される必要がある。

みどり法人の対象と想定される法人は、一定の緑地整備・管理能力を有することが認められる以下の団体である。

一般財団法人

特定非営利活動法人（NPO 法人）

その他の非営利法人（認可地縁団体、社会福祉法人等）

都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社

平成29年度法改正において、CSR活動の一環としての緑地保全・緑地整備に取り組む民間会社やまちづくり会社、造園会社や都市公園の指定管理業務実績のある会社等に指定対象が広がり、より幅広い法人の指定が可能となっている。これらは、定款等に緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする旨が必ずしも記載されている必要はなく、実際にこのような業務を行っており、法第70条に定める業務を適正かつ確実にを行うことが認められるものであればよい。

また、自治会や町内会等が緑地管理活動等を行っているような場合も、認可地縁団体となることで、みどり法人の指定を受け活動することが可能である。

■みどり法人指定実績（令和2年12月末時点）

都道府県	市区町村	名称
茨城県	つくば市	株式会社プレイスメイキング研究所
埼玉県	さいたま市	中川自治会（認可地縁団体）
		片倉工業株式会社
千葉県	柏市	NPO 法人 urban design partners balloon
東京都		公益財団法人 東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
	千代田区	三菱地所株式会社
神奈川県		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
		株式会社ノリタケカンパニーリミテド
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス株式会社
愛媛県	西条市	株式会社アドバンテック

<関連法令>

みどり法人の指定について

(都市緑地法第 69 条)

市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

(都市緑地法運用指針 13 (1))

みどり法人制度は、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る観点から、一定の緑地整備・管理能力を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社（以下「指定対象法人」という。）について市町村長がこれを指定し、管理協定に基づく緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等として位置付け、また、当該買入れ業務の一環として特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理主体としても位置付ける制度である。

みどり法人の対象となる法人について

(都市緑地法運用指針 13 (2) ①イ、ウ)

イ 「その他の営利を目的としない法人」については、一般財団法人、一般社団法人若しくは NPO 法人以外の営利を目的としない法人であり、認可地縁団体（地方自治法第 260 条の 2 に基づき市区町村の認可を受けた自治会や町内会等）や社会福祉法人等を想定している。

ウ 「緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社」については、CSR 活動の一環として緑地保全活動等を行っている会社やまちづくり会社、造園会社及び都市公園の指定管理業務実績のある会社等を想定しているが、当該会社の定款において緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする旨の記載がなされていることを必要とするものではなく、実際に都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する業務を行うもので、法第 70 条各号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであるときには、法第 69 条第 1 項の規定に基づき指定することができる。

(2) みどり法人の業務

みどり法人は、指定を受けた市区町村の区域内において、次のような活動を行う。

- 管理協定に基づく緑地の管理
- **市民緑地の設置及び管理**
- 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全
- 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料の収集・提供
- 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言・指導
- 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査・研究
- 上記に附帯する業務

なお、みどり法人は、上記の業務を行うことの他にも、指定対象法人として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関する業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

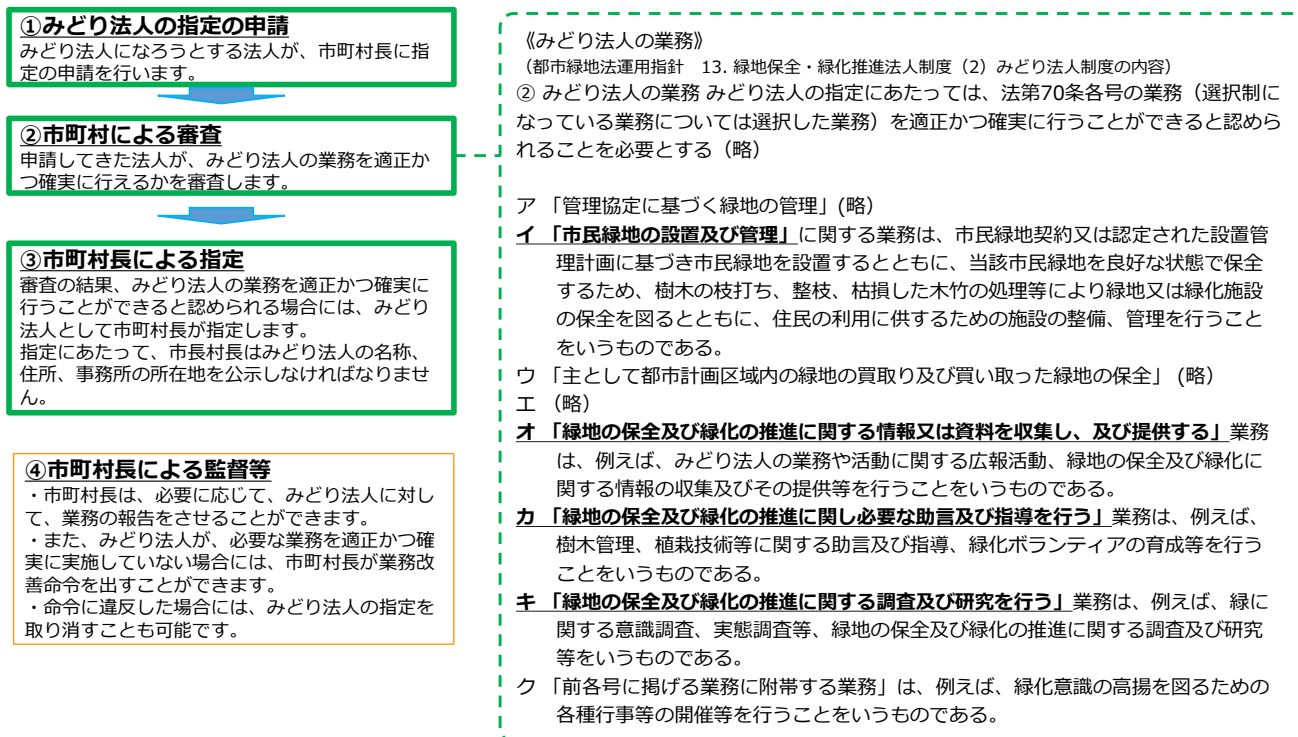


図 みどり法人の指定手続き

<関連法令>

みどり法人の業務について

(都市緑地法第70条)

推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次のいずれかに掲げる業務
 - イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。
 - ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。
 - ハ 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。
- 二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(都市緑地法運用指針13(2)②)

みどり法人の指定にあたっては、法第70条各号の業務（選択制になっている業務については選択した業務）を適正かつ確実にを行うことができると認められることを必要とするが、これは、指定対象法人の定款において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであれば、みどり法人として指定し得るものである。

また、みどり法人は、同条各号の業務を行うことの他にも、指定対象法人として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関し同条各号に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

(中略)

イ 「市民緑地の設置及び管理」に関する業務は、市民緑地契約又は認定された設置管理計画に基づき市民緑地を設置するとともに、当該市民緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等により緑地又は緑化施設の保全を図るとともに、住民の利用に供するための施設の整備、管理を行うことをいうものである。

(中略)

エ ア～ウの業務によりみどり法人が管理する緑地においては、当該緑地の区域内に標識を設置し、みどり法人の名称を明記した上で、例えば、「〇〇市(町村)長指定緑地保全・緑化推進法人」と、当該緑地の管理者がみどり法人である旨の明示をすることが望ましい。

オ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する」業務は、例えば、みどり法人の業務や活動に関する広報活動、緑地の保全及び緑化に関する情報の収集及びその提供等を行うことをいうものである。

カ 「緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行う」業務は、例えば、樹木管理、植栽技術等に関する助言及び指導、緑化ボランティアの育成等を行うことをいうものである。

キ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行う」業務は、例えば、緑に関する意識調査、実態調査等、緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究等を行うことをいうものである。

ク 「前各号に掲げる業務に附帯する業務」は、例えば、緑化意識の高揚を図るための各種行事等の開催等を行うことをいうものである。

みどり法人の指定の判断について

(都市緑地法運用指針 13 (2) ①)

ア 市区町村長が、みどり法人の指定を行うにあたっては、当該民間団体等が法第 70 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。その際、特に、同条第 1 号イ及びロに係る業務に関しては、緑地施設の整備、緑地管理の能力及び資金力等について、同条第 1 号ハに係る業務に関しては、資金力、緑地を適正に管理する能力等について判断すべきである。また、指定の申請にあたっては、定款のほか、事業計画書、資金計画書等、当該団体が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

(3) みどり法人制度活用のメリット

認定事業者がみどり法人に指定されている場合、以下の支援措置が適用される（詳細は、3. 活用支援策の紹介を参照）。

■市民緑地認定制度に係る支援措置

税 制	みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減
予 算	みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助

上記に加え、みどり法人に指定されることにより、民間団体が行う緑地の保全、緑化の推進の活動に対する公的な位置づけが得られるほか、市民緑地契約制度や特別緑地保全地区制度等においても税制措置などのメリットがある。

2. 認定までのプロセス

認定市民緑地の設置・管理に向けた概ねのプロセスには下記のものが挙げられる。

なお、下記のプロセスの順序、必要性の有無については、それぞれの認定市民緑地の設置方針によって異なるため、ケースごとに対応することを前提とする。

認定市民緑地の設置・管理に向けたプロセス

STEP 0 : 要件の確認

STEP 1 : 区域の指定

認定市民緑地の設置を検討している土地が対象要件となる区域内に位置していない場合に必要となる。

STEP 2 : 税条例の改正

認定市民緑地の設置により、税制措置の適用を希望する場合で、税条例が対応していない場合に必要となる。

STEP 3 : みどり法人の申請・指定

認定市民緑地の設置・管理を行う民間主体が税制措置の適用を希望する場合に必要となる。必要に応じて独自の指定要綱・基準を作成する。

STEP 4 : 土地の貸借契約の締結

借地に市民緑地を設置する場合に必要となる。

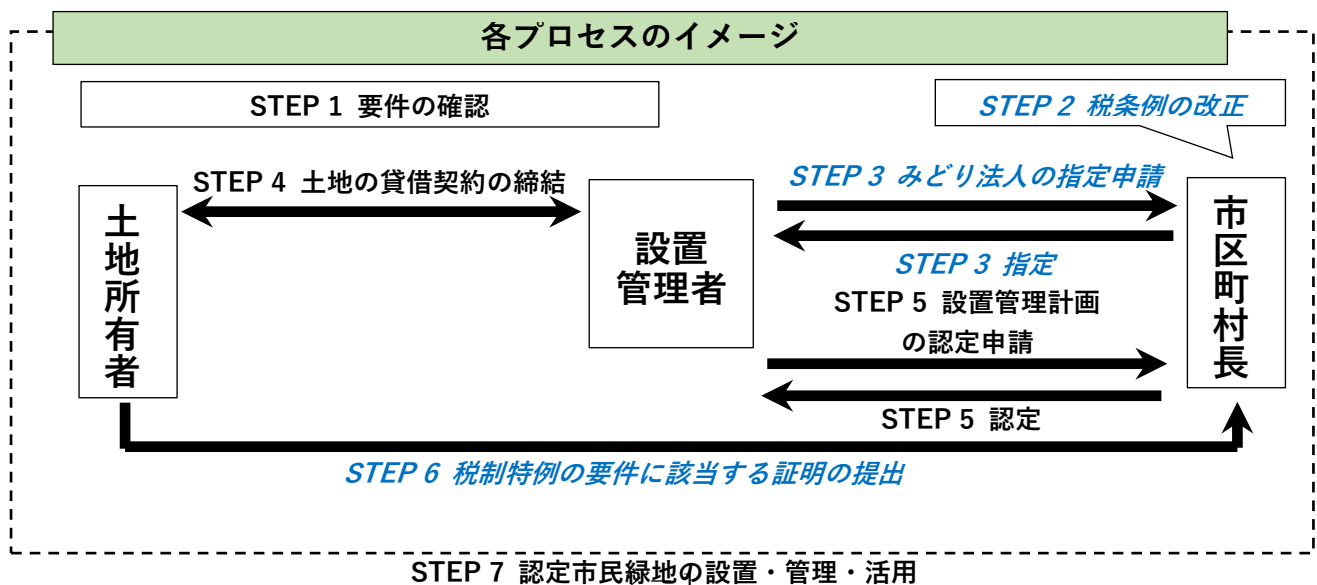
STEP 5 : 市民緑地設置管理計画の申請・認定

民間主体から市区町村に対し、市民緑地設置管理計画の認定を申請する。市区町村長は当該計画を審査し、認定の可否を判断する。

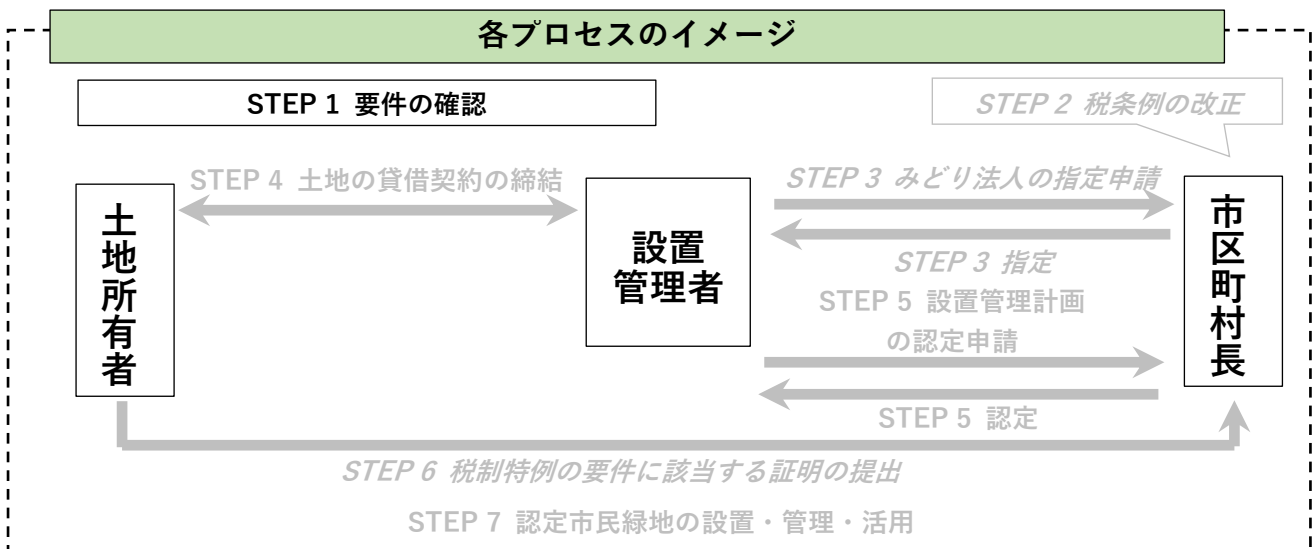
STEP 6 : 税制特例の要件に該当する証明の提出

STEP 7 : 認定市民緑地の設置・管理・活用

*STEP 2、3、6*については税制措置を適用する場合に必要なプロセス



STEP 1 要件の確認、区域の指定



- 市民緑地設置管理計画の認定を受けようとする設置管理者と市区町村担当部局との間で、市民緑地の認定に必要な要件・基準を事前に確認する。
- 制度の対象は「緑化地域」又は「緑化重点地区」の区域内の土地である。計画作成予定地が上記に含まれない場合は、都市計画決定又は緑の基本計画の改定を行う必要がある

市民緑地設置管理計画の認定に必要な要件・基準は以下の通りである。設置しようとしている緑地がこれらに合致しているか、設置管理者は市区町村担当部局と事前に相談し、必要な手続き等について確認することが望ましい。

認定市民緑地の対象となる土地等の区域は、緑化地域又は緑の基本計画に定めた緑化重点地区の区域内であって300 m²以上の土地である。設置管理計画作成予定地が、上記区域等に位置付けられていない場合は、計画の策定又は改定が必要である。なお、緑の基本計画の一部について変更を行う場合には、住民意見の聴取及び公表の方法を適宜工夫し、現状に応じた速やかな手続きを行うことが望ましい。

なお、当該敷地における認定市民緑地制度の活用が計画において明示されていなくとも、上記区域等に含まれていればよい（※社会資本整備総合交付金（市民緑地等整備事業）を活用する場合を除く）。

対象要件等	内容	主な根拠法令
対象区域	緑化地域又は緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）	法第 60 条第 1 項第 1 号、運用指針 12-2 (2) ①
面積	300 m ² 以上	法第 61 条第 1 項第 2 号、施行規則第 20 条 運用指針 12-2 (2) ①
緑化率	20%以上 ただし、新たに整備しようとする緑化施設の緑化面積が認定の基準以上（敷地面積の 20%）に満たない場合であっても、既存の緑化施設を含めた緑化面積が基準を満たしていれば認定の対象である	法第 61 条第 1 項第 3 号 施行規則第 21 条
事業者（設置管理主体）	自治会等の住民団体、NPO 法人、企業等の民間主体	法第 60 条第 1 項第 1 号、運用指針 12-2 (2) ②
管理期間	5 年以上	法第 61 条第 1 項第 5 号 施行規則第 23 条

なお、上記を含めた市民緑地設置管理計画の認定基準については、STEP 5「市民緑地設置管理計画の申請・認定」を参照されたい。

また、あわせて、市町村が定める要件、規定等についても、個別に確認されたい。

緑化重点区域についての詳細は本手引き P1-7「(2) 緑化重点地区」に掲載している。緑化重点地区の詳細については緑化地域制度導入の手引き（平成 30 年 4 月）を国土交通省ホームページにおいて公表しているため、あわせて参照されたい。

<関連法令>

認定市民緑地が設置可能な区域

（都市緑地法第 61 条第 1 項）

市町村は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第八号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。
- 二 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
- 三 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。
- 四 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。
- 六 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

七 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

八 市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第十四条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。

九 その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(都市緑地法運用指針 12-2 (4))

民間主体が市民緑地の設置を計画している土地等の区域が緑化地域又は緑化重点地区内の土地にない場合には、当該土地等の区域を含む地区について緑化の必要性等を勘案し、当該地域を緑化地域とすることが適当でないと考えられる場合において適切と判断されるときは、積極的に緑化重点地区の設定又は見直しによる区域変更を行い、当該地区を緑化重点地区に位置づけ、必要な緑化施策を定めるとともに計画の作成を促すことが望ましい。この際、基本計画の変更に係る住民の意見聴取、公表の手続については、例えばインターネットを活用するなど、市区町村の判断により適切な方法を選択して迅速に行うことにより、計画の申請に速やかに対応することが望ましい。

参考：緑化地域について

緑化地域（緑化地域制度導入の手引き、H30.4 より抜粋）

市街化が進展し、稠密な土地利用が行われている中心市街地等においては、都市公園の整備や街路の緑化等の公的空間における緑の確保には限界があり、このような地域において必要な緑を確保するためには、これら公的空間における緑の確保と併せて、市街地の大半を占める建築物の敷地の緑化を積極的に推進することが必要である。

緑化地域制度は、こうした観点から、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、建築物敷地の緑化を義務づけることにより、地域の緑化を推進しようというものである。

平成 29 年の都市緑地法改正では、緑化率の最低限度の基準が建ぺい率に関わらず 25%まで設置可能に見直され、壁面緑化に関する緑化率の算定方法が変更されました。

(都市緑地法第 34 条)

都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

緑化重点地区（本手引き P1-8 「(2) 緑化重点地区」を参照のこと）

参考事例：

緑化重点地区の設定事例（柏市）

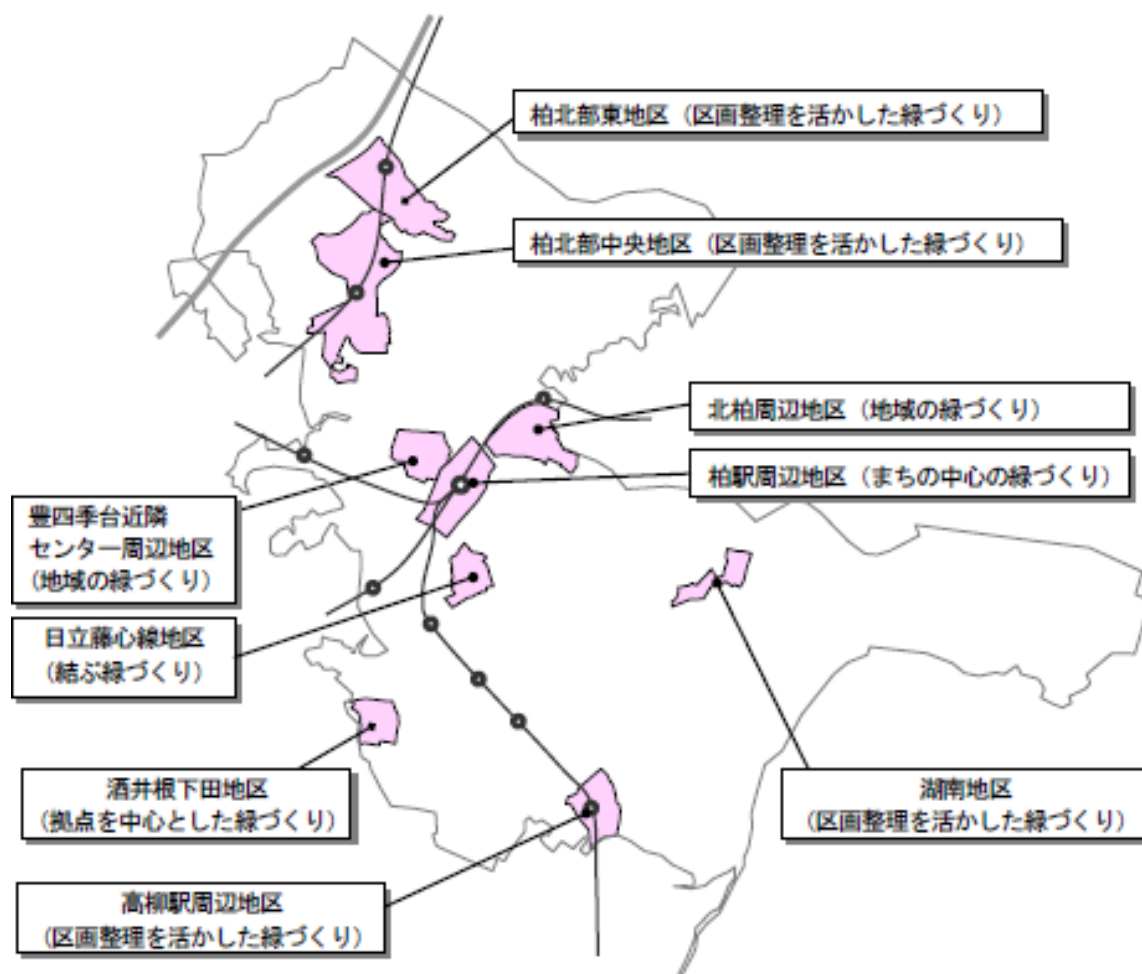
柏市では、「緑の将来像」の具現化を図るため、モデルとなる優良な緑化事業などを推進し、緑の取り組みを推進してつために、緑化推進重点地区を位置づけ、緑のまちづくりを推進している。

緑化推進重点地区においては、公園の配置・整備を積極的に進めるとともに、それぞれの地区の方針のもとに、様々な主体が連携・協働しながら緑のまちづくりに取り組んでいる。また、社会的・時代的要請に即した緑化推進重点地区計画の見直しを行い、多様な緑化策を導入していくことについて検討している。

平成 29 年度の都市緑地法改正に基づき、柏市は緑の基本計画を下記のように修正しており、重点地区のひとつ「柏駅周辺地区」において、認定市民緑地「かしわ路地裏市民緑地」が設けられている。

現行	修正※修正箇所は赤字
<p>公園は、レクリエーションや地域の交流の場、さらには防災の拠点として重要な空間です。地域の核となる公園を、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲（250m 以内）に確保していくことに努めます。公園が不足している地域においては、生産緑地の買取申請時に、市の公園整備方針に基づき、公園用地として買取りを行う検討をします。また、公園整備が困難な地域においては、未利用地の活用等によって、緑のオープンスペースの確保に取り組んでいきます。</p>	<p>公園は、レクリエーションや地域の交流の場、さらには防災の拠点として重要な空間です。地域の核となる公園を、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲（250m 以内）に確保していくことに努めます。公園が不足している地域においては、生産緑地の買取申請時に、市の公園整備方針に基づき、公園用地として買取りを行う検討をします。また、公園整備が困難な地域においては、未利用地の活用を図り、<u>特に柏駅周辺などの都市公園が不足する地域においては、市民緑地設置管理計画の認定（都市緑地法）を行うとともに、必要な場合は該当地において緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）による園路や広場、植栽の整備等も行うことで、緑のオープンスペースの確保とその活用</u>に取り組んでいきます。（P65）</p>
<p>公園緑地の整備を促進させるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した、PFI 手法や、民間事業者による公園施設の設置許可（都市公園法第 5 条）などの事業手法を検討します。</p>	<p>公園緑地の整備を促進させるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した、PFI 手法や、民間事業者による公園施設の設置許可（都市公園法第 5 条）、<u>市民緑地認定制度（都市緑地法第 60 条）</u>などの事業手法を検討します。（P66）</p>
<p>緑地管理機構制度とは、緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）を、都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定することで、行政以外の民間団体が市民緑地の設置や特別緑地保全地区の土地の買い入れ等を行うことができる制度です。 行政だけでは実施しきれない、きめ細やかな緑地保全・創出策を推進するためだけに、この制度を活用し、意欲ある民間団体を緑地管理機構に指定していくことを検討します。</p>	<p><u>緑地保全・緑化推進法人は</u>、緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）<u>及び民間団体等</u>を、都市緑地法に基づく<u>緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）</u>に指定することで、行政以外の民間団体が市民緑地の設置や特別緑地保全地区の土地の買い入れ等を行うことができる制度です。 行政だけでは実施しきれない、きめ細やかな緑地保全・創出策を推進するためだけに、この制度を活用し、意欲のある民間団体を<u>緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）</u>に指定し、<u>様々な緑化施策を推進していきます。</u>（P93）</p>

■緑化推進重点地区位置図



※「かしわ路地裏市民緑地」が認定されている「柏駅周辺地区」

●柏駅周辺地区（約129ha）— 柏駅を中心とした街並みの緑の形成

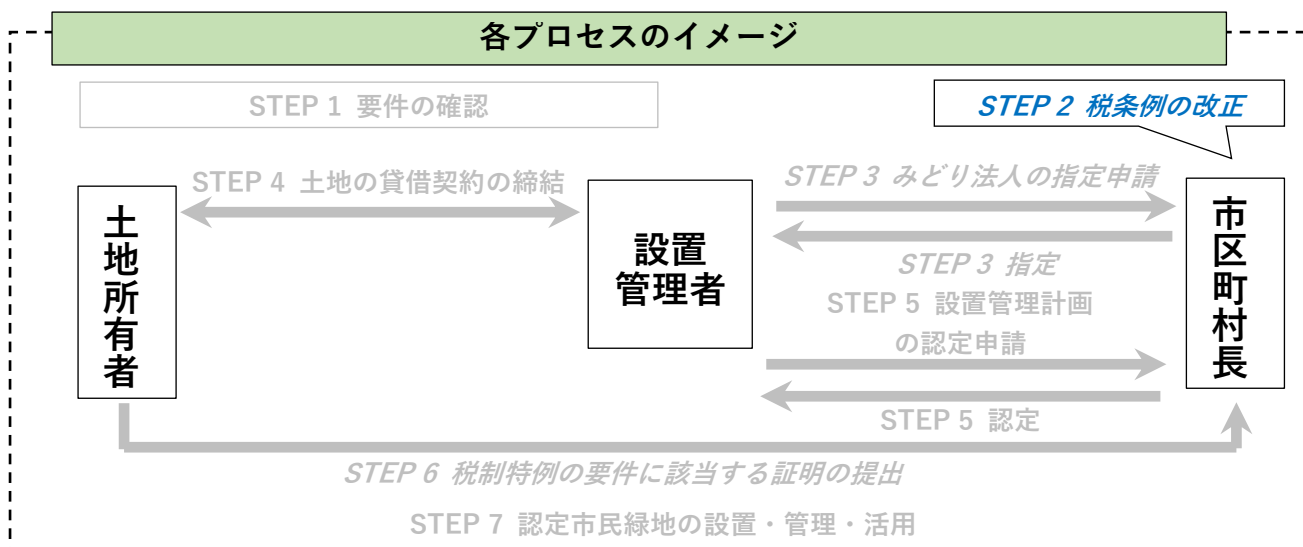
地区の方針

- ・再開発を機会に公共的空間の緑化整備を図る
- ・柏駅周辺におけるハンギングバスケットなどを用いた歩行者にとって快適な緑化空間の形成
- ・市役所周辺、市役所に至る道路におけるプランターや花鉢、吊り鉢などを用いた緑化や花による修景と緑の小スポットの整備
- ・あけぼの公園の維持管理の充実と新規公園の整備
- ・諏訪神社、柏神社、長全寺などの社寺林や大樹の保全と維持管理の充実
- ・駅前の市街地一帯における緑化の推進（屋上緑化・壁面緑化など）



出典：柏市緑の基本計画

STEP 2 税条例の改正



- 固定資産税・都市計画税の課税標準について、概ね1/3（1/6から1/2の範囲で条例の規定による）を受けられることができる。
- 市町村の税条例に規程がない場合は、税条例の改定が必要。

認定市民緑地については、一定の要件を満たす土地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置が講じられている。令和5年3月31日までに設置した市民緑地が対象であり、課税標準について、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で規定する割合に軽減される。特例期間は管理期間の最初の3年間に適用される。

特例措置を活用する場合は、条例の規定が必要である。市町村によっては、地方税法等の一部改正に伴う税条例改正により当該規定が既に整備済みの場合があるため、市区町村担当部局は、税制担当へ確認すること。条例に規定がなく、税制の特例措置を設ける場合は、税条例の改正が必要である。

さらに、税制の特例措置を受けられるのは、以下要件を満たす土地であることが確認されたものである。

- 1) みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地であること
- 2) 土地所有者から無償で借り受けた土地又は自己保有の土地であること
- 3) 対象土地（みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地と一体となつて管理又は使用されている土地を含む。）が一定の用途※に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていないこと。

※住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育園、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫

なお、税制特例の詳細や適用までの流れについては、3-1「市民緑地認定制度における課税標準の特例措置」を参照されたい。

<関連法令>

固定資産税・都市計画税の課税標準について

(都市緑地法運用指針 12-2 (5) ②)

みどり法人が平成 29 年 6 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に設置した認定市民緑地の土地（有料で借り受けた土地以外）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において市区町村の条例^(注)で定める割合を乗じて得た額とする（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条 45 項）。

(注) ここでいう、「条例」とは、平成 24 年度以降の税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」のことを示す。

(地方税法附則第 15 条 35)

都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(地方税法施行令附則第 11 条第 38 項)

法附則第十五条第三十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

参考事例：

市税条例の改正（さいたま市）

さいたま市では、市税条例を改正し、都市計画税及び固定資産税の軽減措置を行った。

（さいたま市税条例 附則 第 18 条の 2）

（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

（抜粋）

法附則第 15 条第 39 項	3 分の 2
-----------------	--------

附則（平成 29 年 7 月 6 日条例第 43 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

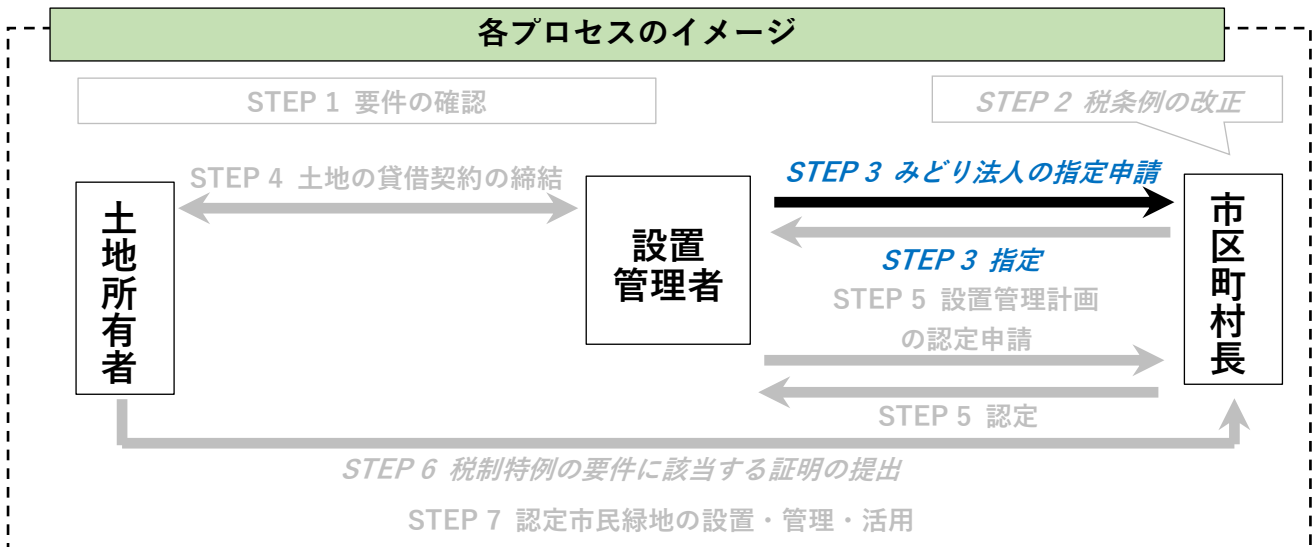
（中略）

(5) 附則第 18 条の 2 の表に法附則第 15 条第 45 項の項を加える改正 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

対象資産・税目	緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地のように供する土地 ・固定資産税（土地） ・都市計画税（土地）
取得時期	平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
特例割合	3 分の 2（課税標準の特例措置）
根拠法令・条項	・地方税法附則第 15 条第 45 項 ・さいたま市市税条例附則第 18 条の 2※
対象となる具体的な資産の例	市民公開緑地 ※ただし、都市緑地法で規定する緑地保全・緑化推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものに限定されます。

出典：さいたま市税条例、さいたま市ホームページ（令和 3 年 3 月 31 日時点）

STEP 3 みどり法人の申請・指定



- 設置管理者は、認定市民緑地について税制の特例措置を受けようとする場合は、設置管理計画作成と併せて、みどり法人指定の申請を行う必要がある。
- 市区町村担当部局においては、申請にあたって定款、事業計画書、資金計画書等書類を提出させ、申請法人が業務を適正・確実にを行うことができるかを組織、資金等の面から審査する。
- 独自に要綱・基準等を作成している市区町村もあるため、設置管理者と市区町村担当部局との間で、事前に確認することが望ましい。

認定市民緑地制度は、自治会等の住民団体、NPO 法人、企業等の民間主体が広く活用することが可能であるが、対象となる土地について、固定資産税・都市計画税の課税特例措置を受けるためには、設置管理者がみどり法人として指定を受けていることが必要である。みどり法人の概要については、1-3「みどり法人について」を参照されたい。

認定市民緑地の設置管理を行うみどり法人は、都市緑地法第70条各号に掲げる業務を行うものであり、例えば以下の内容を実施する。

- ① 認定市民緑地の設置、当該緑地を良好な状態で保全するための緑地又は緑化施設の保全、住民の利用に供するための施設の整備・管理
- ② みどり法人の業務や活動に関する広報活動、緑地保全及び緑化に関する情報収集及び提供
- ③ 樹木管理、植栽技術等に関する助言及び指導、緑化ボランティアの育成
- ④ 緑に関する意識調査、実態調査等、緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究
- ⑤ 緑化意識の高揚を図るための各種行事等の開催等

みどり法人の業務

- 〔必須業務〕 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集・提供、調査研究、助言指導
〔選択業務〕 以下のいずれかに掲げる業務
- ・市民緑地の設置・管理
 - ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
 - ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全



情報収集・提供

例) 緑や生態系に関する情報発信



助言指導

例) 市民協働による森づくりの指導



調査研究

例) 持続可能な里山環境の研究



里山・屋敷林の保全

認定市民緑地の設置管理
(緑化地域又は緑化重点地区内)



図 みどり法人の業務

市区町村長がみどり法人の指定を行うにあたっては、上記業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金面から判断すべきである。

- ・緑地施設の整備、緑地管理の能力及び資金力等について、判断すべきである。指定の申請にあたっては、定款のほか、事業計画書、資金計画書等必要書類を提出させることが望ましい。
- ・定款において上記業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められれば、みどり法人として指定しうる。
- ・みどり法人の業務について、都市緑地法に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

■みどり法人の申請に必要な書類の例（法令の定めはない）

- ・申請書
- ・法人登記簿謄本
- ・定款又は寄付行為
- ・団体の組織及び構成を記載した資料
- ・事業報告書及び収支決算書（過去3年間）
- ・事業報告書及び出資決算書（当年度）
- ・事業計画書（将来5年間）
- ・当該業務に関する業務計画書及び資金計画書

なお、市民緑地認定制度を活用してきた地方公共団体においては、独自に要綱・基準等を作成し、申請書の様式等を定めている事例もあるため、申請を検討する設置管理者は事前に市区町村担当部局に確認することが望ましい。

■認定市民緑地の設置管理主体である「みどり法人」

名称	指定市町村	職種（主な事業）
中川自治会	さいたま市	認可地縁団体
NPO 法人 urban design partners balloon	柏市	非営利活動法人
片倉工業株式会社	さいたま市	株式会社（繊維、医薬品、不動産等）
株式会社アドバンテック	西条市	株式会社（真空機器、電子等）
株式会社フリタケカンパニーリミテド	名古屋市	株式会社（工業機器、セラミック・マテリアル、エンジニアリング、食器）
株式会社ブレイスメイキング研究所	つくば市	株式会社（まちづくりコンサルティング等）
ミスノスポーツサービス株式会社	神戸市	株式会社（施設運営、企画運営）
三菱地所株式会社	千代田区	株式会社（オフィスビル・商業施設等の開発、賃貸、不動産開発等）

（令和3年3月現在）

<関連法令>

みどり法人の指定

（都市緑地法第 69 条）

市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（都市緑地法運用指針 13（2）①イ、ウ）

「その他の営利を目的としない法人」については、一般財団法人、一般社団法人若しくはNPO法人以外の営利を目的としない法人であり、認可地縁団体（地方自治法第 260 条の 2 に基づき市区町村の認可を受けた自治会や町内会等）や社会福祉法人等を想定している。

「緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社」については、CSR活動の一環として緑地保全活動等を行っている会社やまちづくり会社、造園会社及び都市公園の指定管理業務実績のある会社等を想定しているが、当該会社の定款において緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする旨の記載がなされていることを必要とするものではなく、実際に都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する業務を行うもので、法第 70 条各号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであるときには、法第 69 条第 1 項の規定に基づき指定することができる。

みどり法人の業務

(都市緑地法第 70 条)

推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次のいずれかに掲げる業務
 - イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。
 - ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。
 - ハ 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全を行うこと。
- 二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

地方公共団体との連携

(都市緑地法第 71 条)

推進法人は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(都市緑地法運用指針 13 (2) ①ア)

ア 市区町村長が、みどり法人の指定を行うにあたっては、当該民間団体等が法第 70 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。その際、特に、同条第 1 号イ及びロに係る業務に関しては、緑地施設の整備、緑地管理の能力及び資金力等について、同条第 1 号ハに係る業務に関しては、資金力、緑地を適正に管理する能力等について判断すべきである。また、指定の申請にあたっては、定款のほか、事業計画書、資金計画書等、当該団体が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

(都市緑地法運用指針 13 (2) ②)

みどり法人の指定にあたっては、法第 70 条各号の業務（選択制になっている業務については選択した業務）を適正かつ確実に行うことができると認められることを必要とするが、これは、指定対象法人の定款において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、みどり法人として指定し得るものである。

また、みどり法人は、同条各号の業務を行うことの他にも、指定対象法人として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関し同条各号に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。

(中略)

イ 「市民緑地の設置及び管理」に関する業務は、市民緑地契約又は認定された設置管理計画に基

づき市民緑地を設置するとともに、当該市民緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等により緑地又は緑化施設の保全を図るとともに、住民の利用に供するための施設の整備、管理を行うことをいうものである。（中略）

エ ア～ウの業務によりみどり法人が管理する緑地においては、当該緑地の区域内に標識を設置し、みどり法人の名称を明記した上で、例えば、「〇〇市（町村）長指定緑地保全・緑化推進法人」と、当該緑地の管理者がみどり法人である旨の明示をすることが望ましい。

オ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する」業務は、例えば、みどり法人の業務や活動に関する広報活動、緑地の保全及び緑化に関する情報の収集及びその提供等を行うことをいうものである。

カ 「緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行う」業務は、例えば、樹木管理、植栽技術等に関する助言及び指導、緑化ボランティアの育成等を行うことをいうものである。

キ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行う」業務は、例えば、緑に関する意識調査、実態調査等、緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究等をいうものである。

ク 「前各号に掲げる業務に附帯する業務」は、例えば、緑化意識の高揚を図るための各種行事等の開催等を行うことをいうものである。

参考事例：

緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱（名古屋市）

名古屋市では、平成 29 年度に「緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱」を作成した。この要綱は、都市緑地法第 69 条に規定する緑地保全・緑化推進法人（以下、「推進法人」という。）を指定するにあたり、必要な事項を定めたものである。組織や資金等から推進法人の指定を判断するため、申請書とともに団体の組織及び構成を記載した資料や事業計画書、資金計画書を提出することとしている。

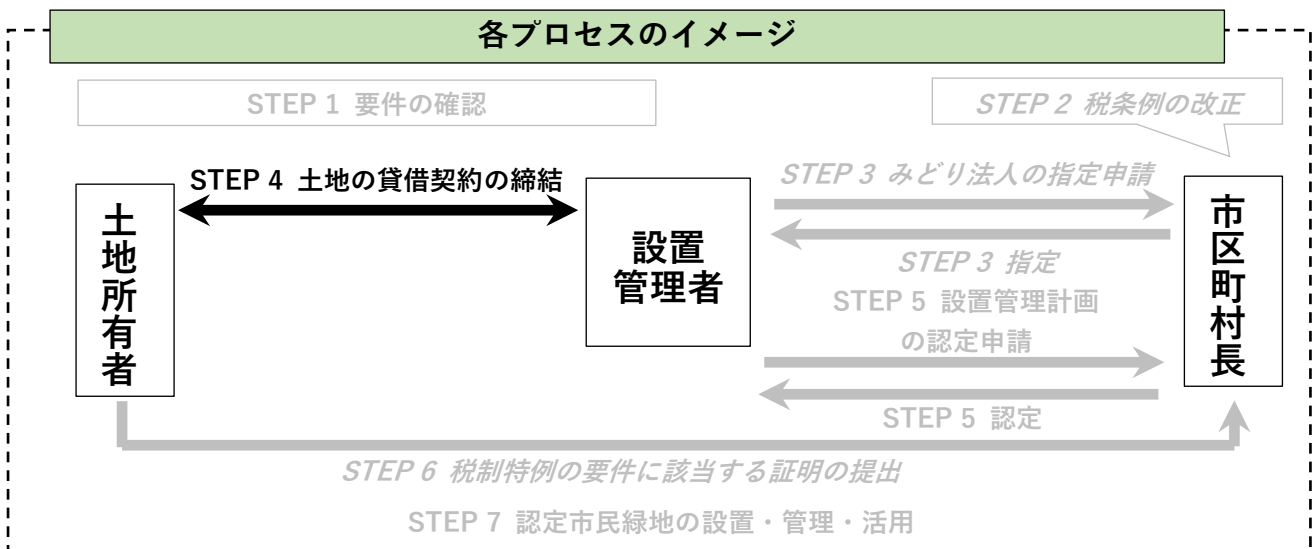
【緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱】

趣旨	第 1 条	この要綱は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 69 条に規定する緑地保全・緑化推進法人（以下、「推進法人」という。）を指定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。
基本的な考え方	第 2 条	推進法人の指定にあたっては、法の定めるところによるほか、同法運用指針に基づいて行うものとする。
指定の申請	第 3 条	法第 69 条第 1 項の規定により推進法人の指定を受けようとする法人は、緑地保全・緑化推進法人指定申請書（様式 1）を市長に提出するものとする。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書等を添付するものとする。 (1) 法人登記簿本 (2) 定款 (3) 団体の組織及び構成を記載した資料 (4) 事業報告書及び収支決算書（過去 3 年間） (5) 事業計画書及び収支予算書（当年度） (6) 事業計画書（将来 5 年間） (7) 当該実務に関する業務計画書及び資金計画書 (8) その他指定の審査に必要な資料（地方公共団体の出資又は出捐がある場合は、その状況がわかるもの）
推進法人の指定	第 4 章	市長は、法第 69 条に規定する指定の条件を満たしていると認めるときは、緑地保全・緑化推進法人指定書（様式 2）により指定を行うものとする。
変更の届出	第 5 条	法第 69 条第 3 項に規定する変更の届出は、緑地保全・緑化推進法人変更届（様式 3）によるものとする。
改善命令等	第 6 条	法第 72 条による改善に必要な措置の命令は、緑地保全・緑化推進法人改善命令書（様式 4）により行うものとする。 2 推進法人は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を緑地保全・緑化推進法人改善報告書（様式 5）により、改善措置完了後すみやかに市長に報告するものとする。
指定の取消	第 7 条	法第 73 条第 1 項の規定による推進法人の指定の取り消しは、緑地保全・緑化推進法人指定取消書（様式 6）により行うものとする。
公示の方法	第 8 条	法第 69 条第 2 項及び第 4 項並びに第 73 条第 2 項の規定による公示は、市公報により登載することにより行うものとする。
業務の報告	第 9 条	市長は、推進法人に対して業務年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。 (1) 前年度の推進法人の業務に係る業務報告書及び収支計算書、並びに法人の事業報告書及び収支計算書 (2) 当年度の推進法人の業務に係る業務計画書及び収支予算書、並びに法人の事業計画書及び収支予算書 2 市長は、緑地の保全及び緑化の推進上必要なときは、推進法人に対して前項各号に掲げるもの以外の書類の提出を求めるものとする。

出典：名古屋市ホームページ「緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度について」

(<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000104084.html>)

STEP 4 土地の貸借契約の締結



- 市民緑地の設置・管理にあたっては、市民緑地の設置される土地等がその管理期間内に市民緑地以外の用途に転用されることを防止するため、設置・管理を行う団体が土地の所有権その他の使用の権限を有する必要がある。
- 設置管理者と土地所有者が異なる場合は、土地の貸借契約を締結する必要がある。
- 固定資産税・都市計画税の特例措置の適用を希望する場合、その対象は無償貸付に限られることに留意すること。

認定市民緑地は市区町村が認定した計画に基づき設置管理されることで公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）として提供されることを目指している。そのため、市民緑地の設置される土地等が土地所有者等の意向によりその管理期間内に市民緑地以外の用途に転用されることを防止するため、申請にあたっては、設置管理者が土地の所有権その他の使用の権限を有することと定めている。

認定市民緑地の設置・管理を行う民間主体と土地所有者が異なる場合は、前提として土地の貸借契約を締結する必要がある。また、当該貸借契約において、市区町村長の承認を受けた場合を除き、契約の変更又は解除をすることができない旨を定めなければならない。

固定資産税・都市計画税の特例措置の適用を希望する場合、その対象は無償貸付に限られることに留意する必要がある。

なお、税制特例の詳細や適用までの流れについては、3-1「市民緑地認定制度における課税標準の特例措置」を参照されたい。

<関連法令>

(都市緑地法運用指針 12-2 (2) ②)

認定計画に基づき市民緑地を設置管理する者（以下「認定事業者」という。）は、自治会等の住民団体、NPO法人、企業等の民間主体であり、自己の所有する土地等又は借り受けた土地等を活用して市民緑地の設置管理を行う。

(都市緑地法施行規則第 24 条)

法第六十一条第一項第九号の国土交通省令で定める基準は、以下の通りとする。

一 (略)

二 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。

三 前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。

(都市緑地法運用指針 別紙 6)

(別紙 6-1)

土地使用貸借契約書

貸付人〇〇（以下「甲」という。）と借受人〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり土地の使用貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸借物件及び使用目的)

第 2 条 甲は、その所有する土地（以下「当該土地」という。）を乙に無償で貸与するものとする。

(1) 所在地

(2) 地目

(3) 地積 (詳細別紙)

2 乙は、当該土地を市民緑地の用地として使用するものとする。

(契約期間)

第 3 条 当該土地の貸借期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの 5 年間とする。

(公租公課負担責任)

第 4 条 当該土地についての公租公課は、甲が負担するものとする。

(譲渡又は転貸の禁止)

第 5 条 乙は、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は当該土地を転貸してはならない。

(注意義務等)

第 6 条 乙は、当該土地を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、当該土地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合には、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において賠償しなければならない。

(契約に違反した場合の措置)

第 7 条 甲、乙いずれか一方が本契約に定める事由に違反したときは、相当の期間を定め本契約を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本契約の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本契約に違反したのに対する申し入れにより本契約を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本契約に違反したものが負担するものとする。
(契約の変更又は解除)

第8条 本契約は、〇〇市長の承認を得ない限り、変更又は解除することができないものとする。ただし、次に掲げる軽微な事項については、この限りではない。

- 一 甲又は乙の氏名又は名称の変更
- 二 甲又は乙の住所又は連絡先の変更
- 三 誤記等の訂正による変更
- 四 前各号に準ずる軽微な変更

(当該土地の返還)

第9条 乙は、貸借期間の満了又は契約の解除により当該土地を甲に返還する場合は、甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において当該土地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾があったときは、現状のままで返還することができる。

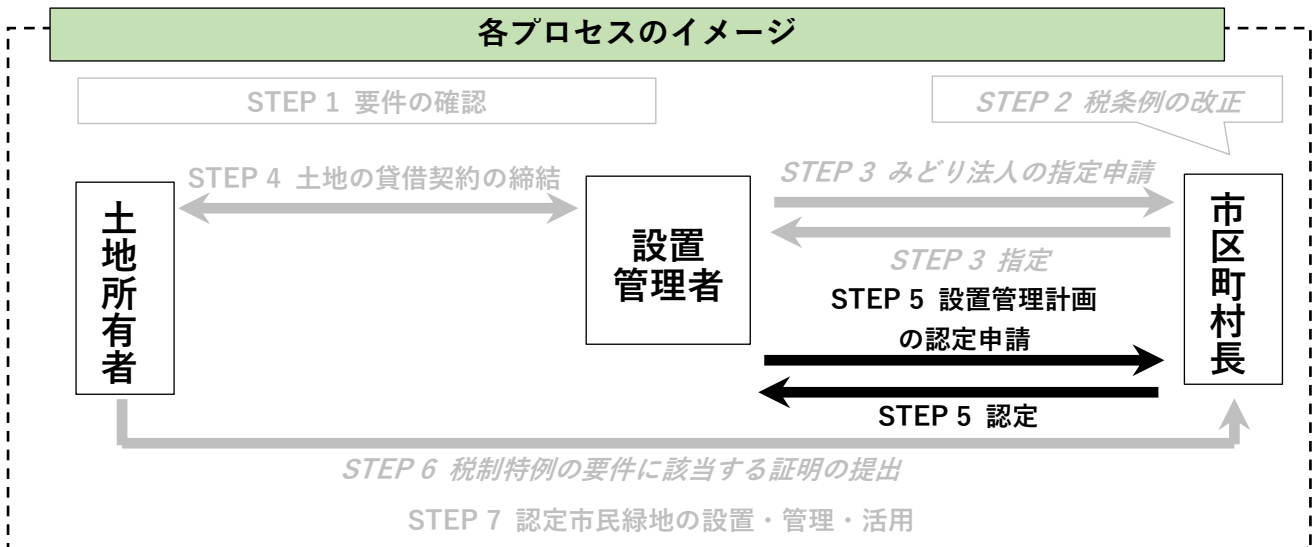
(協議)

第10条 本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めがない事項について約定する必要が生じたときは甲、乙協議のうえ定めることとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名
乙 住 所
氏 名

STEP 5 市民緑地設置管理計画の申請・認定



(1) 市民緑地設置管理計画の認定の申請

- 市民緑地を設置、管理しようとする民間主体は、「市民緑地設置管理計画」を作成し、法令の定めによる書式により市区町村担当部局に提出する。

市民緑地を設置、管理しようとする民間主体は、「市民緑地設置管理計画」を作成の上、市区町村担当部局に提出し、認定を申請する。申請に当たっては、以下の書類を提出する必要がある。

- ① 申請書（都市緑地法施行規則別記様式第三）
- ② 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類
- ③ 付近見取り図
- ④ 配置図

申請書（①）は都市緑地法施行規則「別記様式第三」を使用し、以下の項目を記載することとされている。

1. 市民緑地を設置する土地等の区域及び面積
2. 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置
 - イ) 緑化施設
 - ロ) 園路、花壇その他の市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設
 - ハ) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設
3. 2に掲げる施設の整備の実施期間
4. 既存の緑化施設の概要、規模及び位置
5. 市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化面積の割合

6. 市民緑地の管理の方法
7. 市民緑地の設置の予定時期及び管理期間
8. 市民緑地の設置及び管理の資金計画

申請書の添付書類である②市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類、③付近見取り図、④配置図については、それぞれ次の内容がわかるものとする。

■添付する図書及びその内容

対象要件等	内容	主な根拠法令
② 所有権その他の使用の権原を有することを証する書類	登記簿謄本・貸借契約書等の写し	都市緑地法運用指針 12-2(2) ③カ
③ 付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	都市緑地法施行規則第 18 条
④ 配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等の位置、整備する緑化施設等の配置、緑化施設の面積	都市緑地法施行規則第 18 条

計画は、すでに設置されている緑化施設等と計画に基づいて整備する緑化施設等の両方を併せた緑化施設等の全容を明らかにすることが重要であるため、計画に添付する配置図においては、整備予定の施設に加え既存の緑化施設等の位置が明示されることが必要である。緑化施設等の記載にあたっては、すべての施設を定める必要はなく、主要な施設の数量、規模を記載すれば足りる。申請書に記載する緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 25 条に定める方法により算出することとされている。

<関連法令>

申請書（都市緑地法施行規則別記様式第三）

なお、申請書の様式は、都市緑地法施行規則「別記様式第三」を使用する。

別記様式第三（第十八条関係）（A4）	都市緑地法施行規則より引用
市民緑地設置管理計画認定申請書	
年 月 日	
市町村長	殿
申請者の住所又は主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称	
都市緑地法第 60 条第 1 項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実と相違ありません。	
注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。	
市民緑地設置管理計画	
1 市民緑地を設置する土地等の区域及び面積	
[市民緑地の名称]	
[地名地番]	
[区域の面積]	
(注) [区域の面積]の欄には、土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積並びにこれらの合計を記載すること。	
2 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置	
イ 緑化施設	
[概要及び規模]	
[配置] 配置図のとおり	
(注) [概要及び規模] の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第 25 条に定める方法により算出した面積を含むものとする。	
ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設	
[概要及び規模]	
[配置] 配置図のとおり	
ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設	
[概要及び規模]	
[配置] 配置図のとおり	
3 2 に掲げる施設の整備の実施期間	
[整備の実施期間] 年 月 日 から 年 月 日	

4 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

[概要及び規模]
[位置] 配置図のとおり

(注) [概要及び規模] の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第 25 条に定める方法により算出した面積を含むものとする。

5 市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化施設の面積の割合

[割合]

6 市民緑地の管理の方法

[市民緑地の管理の方法]

7 市民緑地の設置の予定時期及び管理期間

[設置の予定年月日]	年	月	日
[管理期間]	設置の予定年月日	から	年 月 日

8 市民緑地の設置及び管理の資金計画

区 分	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	整備費 管理費 事務費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) ○ ○ ○	
	計	

市民緑地設置管理計画の認定

(都市緑地法第 60 条)

緑化地域又は第四条第二項第八号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画（以下「市民緑地設置管理計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 市民緑地設置管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積
- 二 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置
 - イ 緑化施設
 - ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設
 - ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設
- 三 市民緑地の管理の方法
- 四 市民緑地の管理期間

五 市民緑地の設置及び管理の資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

市民緑地設置管理計画の認定の申請

(都市緑地法施行規則第 18 条第 1 項)

法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等（緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積

計画の記載事項

(都市緑地法施行規則第 19 条)

法第六十条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市民緑地の名称
- 二 緑化施設等の整備の実施期間
- 三 既存の緑化施設の概要、規模及び位置
- 四 市民緑地の設置の予定時期

計画の記載事項【土地等の区域】

(都市緑地法運用指針 12-2(2)③ア)

市民緑地を設置する土地等の区域について、その区域を明確にするよう地番、区域の面積等の事項を記載するとともに、必要に応じて、位置図等を添付することが望ましい。

計画の記載事項【施設の概要、規模、配置】

(都市緑地法運用指針 12-2(2)③イ)

市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設等（緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のための施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいい、次の i ～ iii のとおり。以下同じ。）の概要、規模については、市民緑地を構成する全ての施設を定める必要はなく、当該施設のうち主要な施設の数量、規模等を定めれば足りる。また、配置については、主要な施設を平面図等の図面に明示することにより定めることとされている。

- i. 「緑化施設」については、「植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに付随して設けられる園路、土留その他の施設」である。

- ii. 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設」（住民利便施設）については、例えば、園路及び広場並びに休憩所、便所、水飲場、飲食施設等の施設である。
- iii. 「市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設」（緑地保全施設）については、例えば当該認定市民緑地内の緑地を保全するため必要となるさくや土砂崩壊防止施設、防火・防水施設等の施設である。

計画の記載事項【既存の緑化施設】

（都市緑地法運用指針 12-2(2)③ウ）

計画は、すでに設置されている既存の緑化施設等と計画に基づいて整備する緑化施設等の両方を併せた緑化施設等の全容を明らかにすることが重要であり、計画に添付する配置図においては「既存の緑化施設等の位置」が明示される必要がある。なお、「既存の緑化施設等」とは、計画を作成する時点で既に設置がなされている緑化施設等である。

計画の記載事項【市民緑地の管理の方法】

（都市緑地法運用指針 12-2(2)③エ）

「市民緑地の管理の方法」については、施行規則第22条第1号から第4号までに掲げる基準に適合する必要であり、少なくとも以下の事項に関して記載しなければならない。

- i. 市民緑地の巡視及び清掃、除草のほか市民緑地の機能を維持するために必要な措置
 - ii. 目視その他の方法による市民緑地の点検
 - iii. 点検により損傷、腐食その他の劣化や異状があった場合の効率的な維持及び修繕等の措置
 - iv. 点検結果や維持修繕等の措置を講じた場合の内容の記録及び保管
- なお、計画の申請者は、計画を作成する時点で実施することが明らかなイベント等の内容に関する情報についてはあらかじめ記載することが望ましい。

（都市緑地法運用指針 12-2(2)④オ）

「市民緑地の管理期間」の始期は、市民緑地の設置予定時期と同一である。

（都市緑地法運用指針 12-2(2)④カ）

計画に添付しなければならない「市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面」については、登記簿謄本・貸借契約書等の写しとすべきである。

参考：市民緑地内に市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設等

都市公園は、人々のレクリエーションの空間、豊かな地域づくりに資する交流の空間を構成し、災害時には防災機能を発揮するなど、緑化施設と住民の利便のために必要な施設が一体となって、多様な機能を発揮する都市の根幹的な公共施設である。

このような都市の根幹的な公共施設である都市公園と同等の機能を果たす市民緑地の設置のため、所有者は土地を提供し、市民緑地を設置・管理しようとする者は、緑化施設とともに、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設等の整備を行うこととなる。

項目	内容
緑化施設 植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに付随して設けられる園路、土留その他の施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹木 2. 芝、その他地被植物 3. 花壇、その他これに類するもの 4. 壁面緑化 5. 水流、池、その他これらに類するもの 6. 1～5 に付属して設けられる園路、土留めその他の施設
園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園路及び広場 ・ 休憩所 ・ 便所、水飲場、飲食施設 等
市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵 ・ 防火施設 等

認定市民緑地の緑化施設の一覧

(都市緑地法施行規則第 25 条・都市緑地法運用指針)

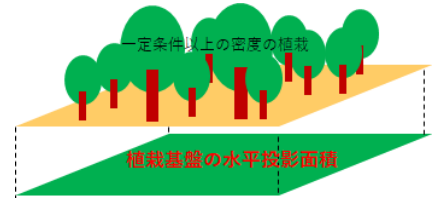
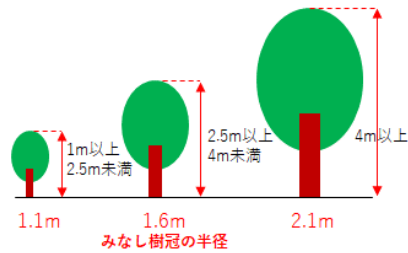
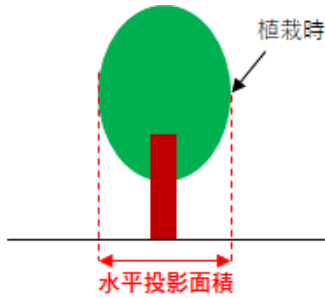


参考：緑化施設の面積について

緑化施設の面積は、緑化施設の区分に応じて算出することとされており、その内容は以下の通りである。
 (都市緑地法施行規則第 25 条、都市緑地法運用指針 12-2-(2)⑤)

1. 樹木

- ①樹木の水平投影面積の合計 ②樹木に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計 ③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計



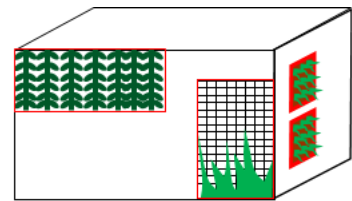
2. 芝、その他地被植物 実際に地被植物で覆われている部分の水平投影面積



3. 花壇、その他これに類するもの 植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が覆われている部分の水平投影面積

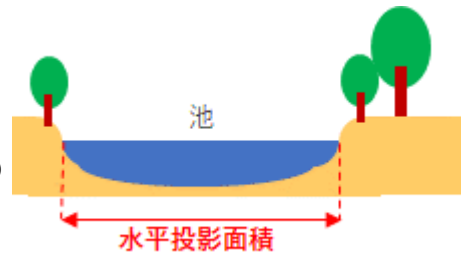


4. 壁面緑化
 植物が生育するための資材又は植物で覆われている部分の面積（壁面に対する鉛直投影面積）

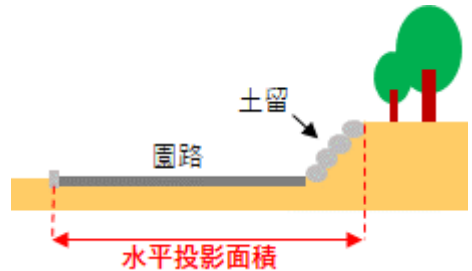


緑化面積 = 壁の正面から見た際の
 □ で囲われた部分の面積 (鉛直投影面積)

5. 水流、池、その他これらに類するもの
 水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽と一体となって自然的環境を形成しているものの水平投影面積



6. 1～5に付属して設けられる園路、土留その他の施設



参考：緑化施設の面積計算例

面積計算例として、複数の緑化施設が組み合わされた場合を示す。

(なお、計算の考え方について、都市緑地法施行規則第 25 条をあわせて参照されたい。)

① 外周植栽地

【満たすべき植栽密度※】

※面積の計算を、施行規則第 9 条第 2 項イ(3)により算定する場合は、下記の四季を満たす必要がある。

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

A：当該部分の水平投影面積(m²)

T1：高さ 4m 以上の樹木の本数

T2：高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T3：高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T4：高さ 1m 未満の樹木の本数

(樹木の高さは植栽時のものとする)

右辺 A = 植栽基盤面積 600 m²

$$\text{左辺} = 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

$$= 18 \times 15 + 10 \times 20 + 4 \times 25 + 50$$

$$= 620$$

左辺 < 右辺であるから、

植栽基盤面積 600 m² → 緑化施設面積 600 m²

② 芝生広場

芝生面積 250 m² → 緑化施設面積 250 m²

③ 舗装広場内樹木

樹冠面積 → $1.6 \times 1.6 \times 3.14 \div 4 \approx 8 \text{ m}^2$

本数 5 本 → $8 \times 5 = 40 \text{ m}^2$

→ 緑化施設面積 40 m²

④ 花壇

$2.5 \times 4 = 10 \text{ m}^2$ → 緑化施設面積 10 m²

⑤ 附属する園路等の参入可能な面積

①～④の合計 = $600 + 250 + 40 + 10 = 900 \text{ m}^2$

園路等の面積は、900 m² の 1/4 まで緑化施設面積とすることができる。

$$900 \times 1/4 = 225 \text{ m}^2$$

⑥ 園路、舗装広場等

園路・ベンチ等 → 150 m²

舗装広場 = (舗装広場面積) - (③舗装広場内樹木面積 + ④花壇面積)

$$\rightarrow (12.5 \times 16) - (40 + 10) = 150 \text{ m}^2$$

園路、舗装広場等面積合計 → $150 + 500 = 300 \text{ m}^2$

園路等の面積は、①～④の合計の 1/4 まで緑化施設面積として算定することができる。

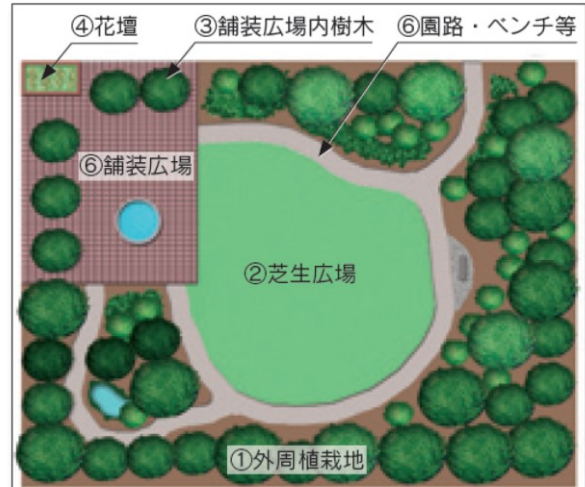
$$\text{①～④の合計} \times 1/4 = (600 + 250 + 40 + 10) \times 1/4 = 225 \text{ m}^2$$

300 m² のうち、最大 225 m² まで緑化面積に算入可能 → 緑化施設面積 225 m²



合計緑化施設面積

$$\text{①～⑥の合計} \rightarrow 600 + 250 + 40 + 10 + 225 = 1,125 \text{ m}^2$$



敷地全体	縦 30m 横 40m (1,200 m ²)	
外周植栽地	不定形 (750 m ²)	
	植栽範囲 (600 m ² CAD 計測)	H=4m 15 本
		H=3m 20 本
		H=1.5m 25 本
	H=0.5m 50 本	
	園路、ベンチ、土留等 (計 150 m ²)	
芝生広場	シバ植栽、不定形 (250 m ² CAD 計測)	
舗装広場	縦 12.5, 横 16m (200 m ²)	
	樹木植栽	H=3m 5 本
	花壇	縦 2.5m 横 4m (10 m ²)
	修景水盤	

<関連法令>

市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積

(都市緑地法施行規則第 25 条)

法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、第九条各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

(都市緑地法施行規則第 9 条)

法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

(2) 樹木(高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。)ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円(その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの(その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

(この式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T4 高さが一メートル未満の樹木の本数)

- (i i) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。
- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
- ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分(その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
- ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がイからハマまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積
- ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設(その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。)の水平投影面積

(2) 市区町村による認定

- 市区町村は、認定の申請があった場合は、市民緑地設置管理計画の記載事項を審査し、法令等に定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 設置管理計画には、すでに設置されている既存の緑化施設等と計画に基づいて整備する緑化施設等の両方を併せた緑化施設等の全容を明らかにすることが重要である。
- 計画に添付する配置図においては、「既存の緑化施設等の位置」と「計画に基づいて整備する緑化施設」が明示される必要がある。なお、「既存緑化施設等」とは、計画を作成する時点で既に設置がなされている緑化施設等である。
- 整備段階で、市民緑地設置管理計画に関する事項(市民緑地を設置するに当たり整備する次の施設の概要、規模及び配置、市民緑地の管理の方法等)に変更があった場合には、市民緑地設置管理計画の変更が必要になる。

市区町村は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

なお、市区町村において必要に応じて独自の設置要綱・基準を作成することもできる。

■認定基準

対象要件等	内容	主な根拠法令
周辺の地域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。 ※ 緑の基本計画において定めた対象地域をあらかじめ定めている場合は、それを踏まえ、判断する必要がある。 	<p>都市緑地法第61条第1項第1号</p> <p>都市緑地法運用指針 12-2(2)④ア</p>
面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地(その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。)の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が300㎡以上。 	<p>都市緑地法第61条第1項第2号、都市緑地法施行規則第20条</p>
緑化施設の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20%以上 ※ 新たに整備しようとする緑化施設の緑化面積が認定の基準(敷地面積の20%)に満たない場合であっても、既存の緑化施設を含めた緑化面積が基準を満たしていれば認定の対象である。 ※ 緑化施設の面積の算定方法については、本手引き「4-1 申請 緑化部分の面積について」参照 ※ 既存の緑化施設と再整備又は公開の必要性を明確化する。整備する緑化施設の面積＝新たに整備する緑化施設面積＋既存の緑化施設のうち新たに公開する緑化施設面積 	<p>都市緑地法第61条第1項第3号、都市緑地法施行規則第21条、都市緑地法運用指針 12-2(2)④ウ</p> <p>都市緑地法第61条第2項、都市緑地法施行規則第25条及び第9条</p>
管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 市民緑地の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、市民緑地の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「市民緑地構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、市民緑地の巡視を行い、及び清掃、除草その他の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること。 二 市民緑地の点検は、市民緑地構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。 三 前号の点検その他の方法により市民緑地の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、市民緑地の適切な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。 四 第二号の点検の結果及び前号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該市民緑地の管理期間中は、これを保存すること。 <p>なお、遊戯施設等が設置される場合には、1年に1回の頻度で点検を行い、その結果により維持及び修繕を実施するよう指導することが望ましい。</p> <p>また、市民緑地の管理責任は認定事業者が負うこととなることを踏まえ、市区町村長は、認定事業者に対して民間保険会社による施設管理に係る賠償責任を補償する保険等への加入を促すことが望ましい。</p>	<p>都市緑地法第61条第1項第4号、都市緑地法施行規則第22条、都市緑地法運用指針 12-2(2)④エ</p>
管理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上 	<p>都市緑地法第61条第1項第5号、都市緑地法施行規則第23条</p>
緑の基本計画との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 ※ 基本計画に定める当該緑化重点地区における緑化の推進に関する事項に規定されている内容等と調和していること 	<p>都市緑地法第61条第1項第6号、都市緑地法運用指針 12-2(2)④カ</p>

<p>経済的基礎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 ※ 計画の申請者が緑化施設等の整備や当該緑地の管理に係る業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。 	<p>都市緑地法第61条第1項第7号、都市緑地法運用指針12-2(2)④キ</p>
<p>特別保全緑地地区内の行為制限との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民緑地設置管理計画に記載された施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であり許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が許可をしてはならない場合に該当しないこと。 ※ 市民緑地が特別緑地保全地区内に設置される場合、市区長にあっては、緑化施設又は住民利便施設の整備に係る行為が許可基準に適合するかを確認した上で計画の認定を行う必要があり、町村長にあっては、当該行為について都道府県知事に協議し、その同意を得た上で計画の認定を行う必要がある。(詳細は本運用指針13(3)を参照)なお、市民緑地が首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域又は緑地保全地域内に設置される場合についても、市区長は、当該行為が緑地の保全上支障がないことを確認した上で計画を認定する必要がある。 	<p>都市緑地法第61条第1項第8号、都市緑地法運用指針12-2(2)④ク</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとしての基準に適合するものであること。 一 緑化施設等は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。 二 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。 三 前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。 ※ その際、以下について確認する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> i 整備される緑化施設等が、利用者に対して危険や損害を与えないものであることや、通風、日照、排水機能等が確保されているものであること。 ii 計画に添付する登記簿謄本・貸借契約書等の写しにより、計画の申請者が市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。 iii 上記の権原を借り受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市区町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること(無償で土地を借り受ける場合の契約書の参考例：別紙6「土地使用貸借契約書」)。この趣旨は、市民緑地の設置される土地等がその管理期間内に市民緑地以外の用途に転用されることを防止するものであり、特別の事情がない限り、市区町村長は承認してはならない。 	<p>都市緑地法第61条第1項第9号、都市緑地法施行規則第24条、都市緑地法運用指針12-2(2)④ケ</p>

参考事例：

千代田区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱（千代田区）

千代田区は、市民緑地設置管理計画の認定にあたり、民間団体との調整を円滑に進めるため、認定の申請や税の軽減に関連する報告について、予め区と協議するよう、要綱において定めている。

【千代田区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱（抜粋）】

<p>認定の申請等</p>	<p>第2条</p>	<p>法第60条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区市民緑地設置管理計画申請書（第1号様式）を千代田区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。</p> <p>(1)市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面</p> <p>(2)付近見取図</p> <p>(3)配置図</p> <p>(4)面積算出表</p> <p>(5)計画立面図・断面図</p> <p>(6)緑化面積求積図</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書</p> <p>3 申請者は、千代田区（以下「区」という。）において第6章第2節の規定に基づく市民緑地認定制度（以下単に「市民緑地認定制度」という。）を利用するに当たっては、区長が別に定める事項に留意しなければならない。</p> <p>4 <u>申請者のうち、市民緑地認定制度の活用により固定資産税等の軽減を受けようとするものは、第1項の規定に基づく申請をするに当たっては、当該申請の内容等について、あらかじめ区と協議しなければならない。</u></p>
<p>市民緑地の設置及び管理状況の報告</p>	<p>第5条</p>	<p>認定事業者は、事業年度終了後速やかに、第3条第1項の認定を受けた計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る市民緑地の設置及び管理の状況について、次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。</p> <p>(1)前事業年度の認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関する事業報告書、収支決算書又はこれらに相当する書類</p> <p>(2)当事業年度の認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関する事業計画書、収支予算書又はこれらに相当する書類</p> <p>(3)前2号に掲げる書類他、認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関するものとして、区長が特に必要と認める書類</p> <p>(4)区が別に定める方法により、区が別に定める事項を評価した結果を記載した書面（市民緑地認定制度の活用により固定資産税等の軽減を受ける認定事業者に限る。次項において「税軽減を受ける認定事業者」という。）</p> <p>2 <u>税軽減を受ける認定事業者は、前項の報告をするに当たっては、当該報告の内容等について、あらかじめ区と協議しなければならない。</u></p> <p>3 第1項に規定する報告のほか、法第63条の規定により区長から認定計画に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求められた認定事業者は、千代田区市民緑地設置管理状況報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、報告するものとする。</p>

出典：千代田区ホームページ

参考事例：

認定申請書と提出書類（千代田区）

市民緑地設置管理計画の承認にあたっては、計画の内容が、緑の基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであることが重要である。

千代田区では、官民が連携して公的な機構を有する緑地空間の創出に向け、市民緑地設置管理計画の認定にあたり、地域特性を踏まえ以下取組の実施を認定事業者に求めている。

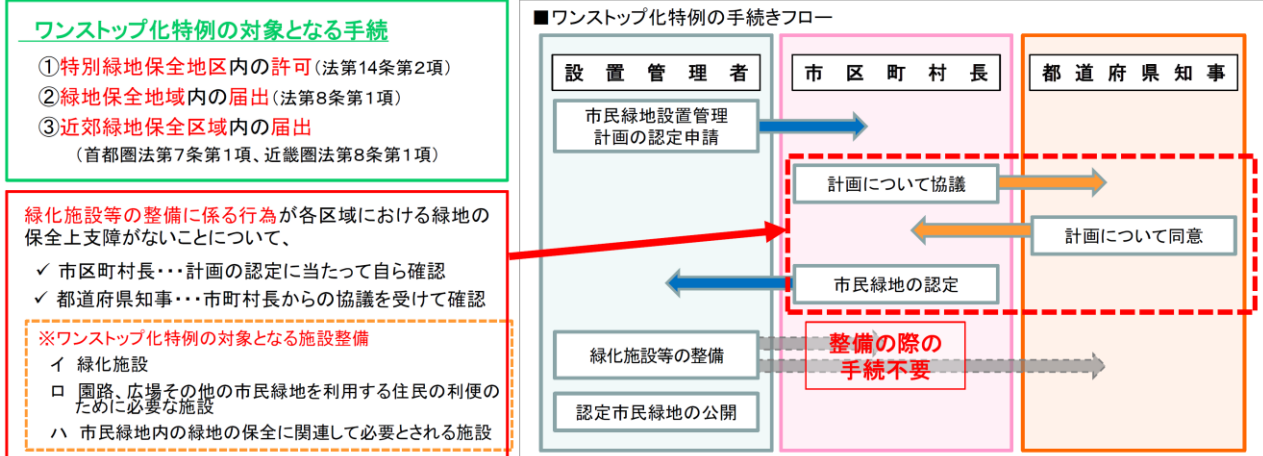
取組の例)

- ・ 憩いや語りの場となるような緑豊かで公開性の高い都市公園と同等の緑地の設置や活用
- ・ 敷地外の緑の量的又は質的拡大に向けた取組の実施
- ・ エリアマネジメント団体等のまちづくりに関連する活動に関する支援の実施
- ・ 市民緑地認定制度を活用した地域以外への地域に貢献する取組の実施 等

参考：市民緑地認定制度に係るワンストップ化特例

特別緑地保全地区等において、認定計画に基づく緑化施設等の整備を行う場合に、許可申請者等の手続きを市区町村による計画認定時に一括して処理する特例で、手続きに係る認定事業者の負担を軽減し、市民緑地の設置を促進するものである。

ワンストップ化特例は、特別緑地保全地区等において、認定計画に基づく緑化施設等の整備を行う場合に、許可申請等の手続きを市区町村長による計画認定時に一括して処理する特例で、手続きに係る認定事業者の負担を軽減し、市民緑地の設置を促進するもの。

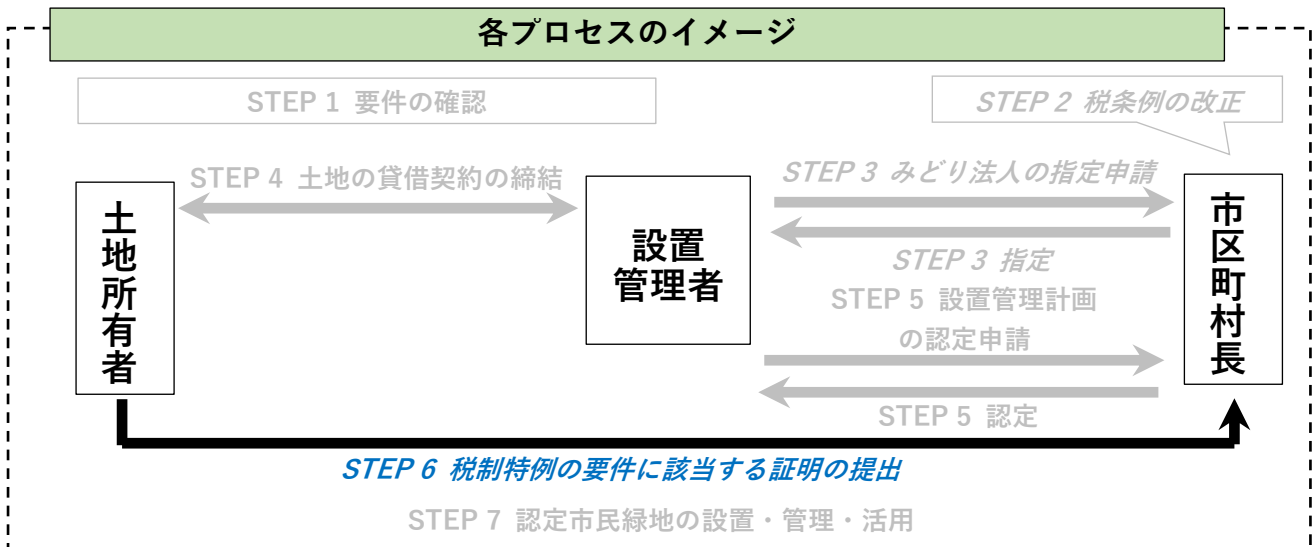


■計画に各区域における緑化施設等の整備に関する事項が記載されている場合に、認定に当たって必要な手続

認定主体	①特別緑地保全地区内の許可	②緑地保全地域内の届出	③近郊緑地保全区域内の届出
指定都市の市長	認定時に自ら確認(※)	認定時に自ら確認	認定時に自ら確認
市区長	認定時に自ら確認(※)	認定時に自ら確認	知事への協議
町村長	知事への協議・同意	知事への協議	知事への協議

※「緑化施設等の整備に係る行為が特別緑地保全地区内の許可基準に適合すること」が市民緑地設置管理計画の認定基準となっている

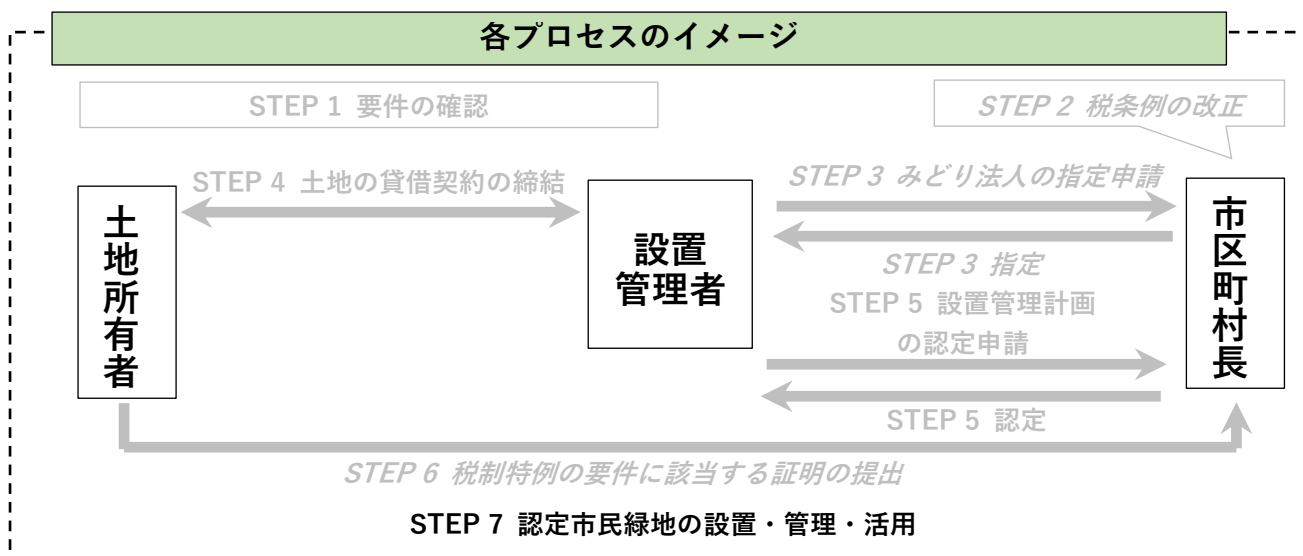
STEP 6 税制特例の要件に該当する証明の提出



- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の適用を受けるためには、土地所有者は、市町村長に対し、税制特例の要件に該当することの証明申請書を提出し、認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が一定用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことを証明する必要がある。
- 市民緑地の管理期間内に、対象土地の上に存する家屋の用途が変更された場合、又は新たに家屋が建設された場合、証明申請書を改めて提出する必要がある。

税制特例の詳細や適用までの流れについては、本手引き P3-1「3-1 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置」を参照されたい。

STEP 7 認定市民緑地の整備、公開、管理



(1) 認定市民緑地の整備、公開

- 市民緑地が周辺住民の利用に供するための土地であり、公開することが必要である趣旨に鑑み、市区町村長は、計画を認定したときは、その概要について、公告する必要がある。また、認定事業者は、緑地内に標識を設置し市民緑地である旨を明示することが望ましい。
- 市町村長は、認定後においても、設置及び管理状況について報告を求め、計画の執行状況を把握すること。

市区町村長は、計画を認定したときは、認定事業者の氏名又は名称、市民緑地の名称、区域及び管理期間並びに整備する緑化施設等の概要について公告することとされており、公報への掲載、インターネットによる公開等、適切な方法により公告する必要がある。

また、計画に従って緑化施設等の整備を行っているか否かを確認する必要があることから、市区町村は、認定後においても、適切な時期に設置及び管理の状況について報告を求め、計画の執行状況を把握しておくことが望ましい。あわせて、管理状況について報告を受ける際には、実施されたイベント等の実績についても把握することが望ましい。

<関連法令>

市民緑地設置管理計画の認定基準等（都市緑地法第 61 条）

1～4（略）

5 市区町村長は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

(都市緑地法運用指針 12-2(2)⑥)

市区町村長は、計画を認定したときは、認定事業者の氏名又は名称、市民緑地の名称、区域及び管理期間並びに整備する緑化施設等の概要について公告することとされており、公報への掲載、インターネットによる公開等、適切な方法により公告する必要がある。

(都市緑地法運用指針 12-2(2)⑦)

認定事業者は、市民緑地が周辺住民の利用に供するための土地等であり、公開することが必要である趣旨に鑑み、当該土地等が市民緑地である旨を標識の設置等により、当該区域内に明示することが望ましい。

また、認定事業者は市民緑地の設置にあたって、事前に周辺住民へ説明を行うことが望ましい。

(都市緑地法運用指針 12-2(5)②ウ)

ii 認定事業者であるみどり法人は、法第 71 条に基づき、地方公共団体との密接な連携の下に市民緑地の設置及び管理を行わなければならない。また、市区町村長は認定事業者に対し、法第 63 条から法第 65 条に定めるとおり、「報告の徴収」「改善命令」及び「認定の取消し」の権限を有する。

特に、税制特例の適用に当たっては、整備された市民緑地が、認定計画に従って継続してその用に供され続けていることが求められることから、少なくとも年に 1 回程度、みどり法人に対し、認定市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めるとともに、みどり法人が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該みどり法人に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるなどの措置をとるべきである。

参考事例：

市民緑地設置管理計画の工事について（神戸市）

神戸市では、「ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地」の市民緑地設置管理計画の認定及び緑地保全・緑地推進法人の指定にあたり、下記の通り公告している。

平成31年 3月26日 神 戸 市 公 報 第3601号 4996

神戸市公告第1368号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第61条第 1 項の規定により市民緑地設置管理計画を認定するので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 認定した市民緑地設置管理計画

名称	ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地
認定場所	神戸市兵庫区上庄通1丁目1
区域面積	1,052㎡
整備する緑化施設	芝生広場

2 認定期間

平成31年4月1日より5ヵ年

神戸市公告第1369号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第1項の規定により緑地保全・緑化推進法人を指定するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月26日

神戸市長 久元喜造

1 指定した緑地保全・緑化推進法人

申請者	ミズノスポーツサービス株式会社
事務所の所在地	大阪市中央区北浜4丁目1番23

市民緑地の公開



看板の設置事例（神戸市）
ミズノスポーツプラザ和田岬市民緑地

認定状況

名古屋市では、下記の市民緑地を認定しています。

市民緑地の名称：ノリタケの森

認定日：平成30年12月13日
認定所業者の氏名又は名称：株式会社ノリタケカンパニーリミテド（緑地保全・緑化推進法人）
区域：名古屋市区則武新町三丁目102-3、110-1の一部（21,330.07平方メートル）
管理期間：平成30年12月13日から5年間
緑地内の施設：芝生広場、噴水、花壇、カフェ、レストラン 等

[ノリタケの森の公式ウェブサイト\(外部リンク\)](https://www.city.nagoya.jp/ryoku-seidoboku/nage/0000104117.html)

<https://www.city.nagoya.jp/ryoku-seidoboku/nage/0000104117.html>

市町村 HP での紹介事例（名古屋市）
ノリタケの森

<関連法令>

認定事業者による報告

(都市緑地法第 63 条)

市町村長は、認定事業者に対し、第六十一条第一項の認定を受けた市民緑地設置管理計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

(都市緑地法運用指針 12-2 (2) ⑨)

認定計画に従って緑化施設等の整備を行っているか否かを確認する必要があることから、市区町村長は、認定後においても適切な時期に設置及び管理の状況について報告を求め、認定計画の執行状況を把握しておくことが望ましい。あわせて、市民緑地の利用状況を把握する観点から、管理の状況について報告を受ける際には、実施されたイベント等の実績についても把握することが望ましい。

参考事例：

市民緑地の管理に基づく報告について（名古屋市）

名古屋市では、緑地保全・緑化推進法人に対し、要綱に基づき以下の書類の提出を毎年求めており、あわせて市民緑地の設置管理状況を確認している。

市民緑地設置管理計画認定実施要綱（名古屋市）抜粋

（市民緑地の設置及び管理状況の報告）

第 5 条 法第 63 条の規定による市民緑地の設置についての報告は市民緑地設置完了後すみやかに、管理の状況についての報告は事業年度終了後 3 月以内に、市民緑地設置管理状況報告書（様式第 4）を市長に提出するものとする。

- 事業報告書及び決算報告書
- 緑地保全・緑化推進法人業務実績及び収支決算
- 事業計画書及び予算報告書
- 緑地保全・緑化推進法人業務計画及び収支予算

（参考資料 ノリタケの森イベント資料）

(2) 計画変更

- 認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。
- 市民緑地と一体となって管理・使用されている土地に新たに家屋を建てる場合、設置管理計画の変更とあわせて税制特例該当証明の提出が必要になる。

<関連法令>

市民緑地設置管理計画の変更

(都市緑地法第 62 条)

前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

市民緑地設置管理計画の軽微な変更

(都市緑地法施行規則第 27 条)

法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

(都市緑地法施行規則第 28 条)

法第六十二条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に、それぞれ第十八条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

別記様式第四（第二十八条関係）（A4）

市民緑地設置管理計画の変更の認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付で認定を受けた市民緑地設置管理計画について、下記のとおり変更したいので、都市緑地法第 62 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更の内容

- 注 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

(都市緑地法運用指針 12-2 (2) ⑧)

認定事業者が認定計画を変更する場合には、軽微な変更に該当する「緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更」を除き、計画を改めて提出し、市町村長の認定を受けなければならない。

(3) 認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていない場合の措置

- 市町村長は、認定計画が適切に執行されていない場合は、認定事業者に対し改善を命令することができる。さらに、認定事業者が改善命令に違反したときは、認定を取り消すことができる。

改善命令は、認定計画に従って緑化施設の整備及び管理を行っていないと認める場合に、認定計画に従った整備及び管理を実施するよう指導を行うものであり、改善に必要な措置は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。

改善が必要な場合は、(1) 認定計画に従って管理を行っていない場合、(2) みどり法人の業務運営に改善の必要がある場合、(3) 都市再生推進法人の業務運営に改善の必要がある場合、の3つが想定される。

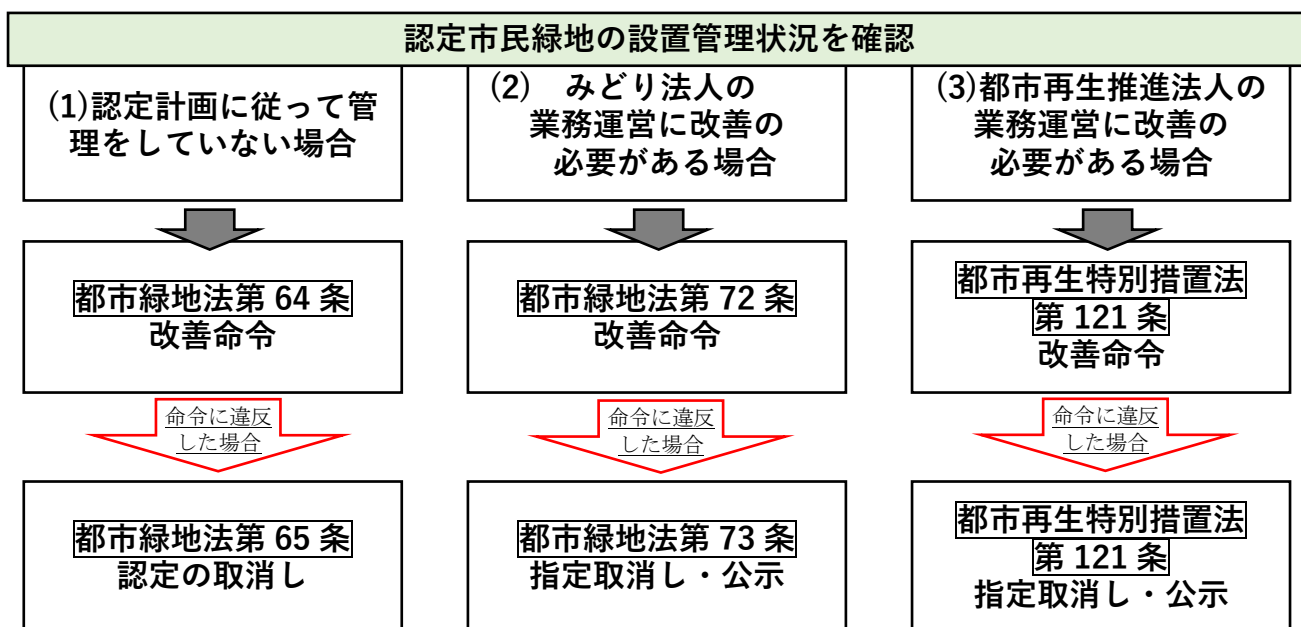


図 認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていない場合の措置

<関連法令> (1) 認定計画に従って管理を行っていない場合

市民緑地設置管理計画の改善命令

(都市緑地法第 64 条)

市町村長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(都市緑地法運用指針 12-2 (2) ⑩)

改善命令は、認定計画に従って緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認

定計画に従った緑化施設等の整備が確実に実行できるよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。

市民緑地設置管理計画認定の取消し等

(都市緑地法第 65 条)

市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第 61 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

<関連法令> (2) みどり法人の業務運営に改善の必要がある場合

緑化保全・推進法人の業務の運営に関する改善命令

(都市緑地法第 72 条)

市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

みどり法人に対する監督措置等

(都市緑地法運用指針 13- (2) ④)

ア 法第 72 条の規定に基づく改善命令の対象となる行為は、例えば、緑地の管理が不適切である場合や、緑地を民間へ売却しようとする場合等をいうものである。なお、みどり法人に対し改善命令を行うことができるのは、法第 70 条に掲げる業務の運営に関し、改善が必要と認められる場合であり、法第 70 条に掲げる業務以外の業務に関し、改善命令が発せられるものではない。

緑地保全・推進法人の指定取消し等

(都市緑地法第 73 条)

市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

<関連法令> (3) 都市再生推進法人の業務運営に改善の必要がある場合

都市再生推進法人の監督等

(都市再生特別措置法第 121 条)

(略)

2 市町村長は、推進法人が第百十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第百十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3.活用支援策の紹介

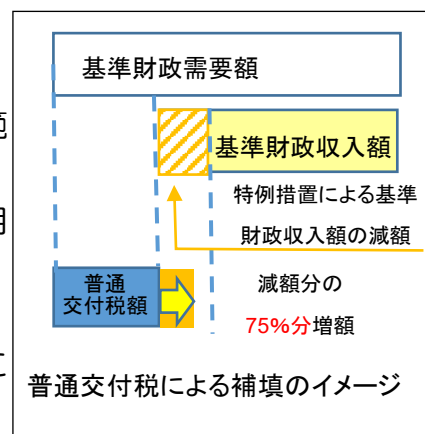
3-1 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置

- 認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、概ね1/3（1/6から1/2の範囲内で条例の規定による）の軽減を受けることが可能。
- みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地（都市緑地法の施行日（平成29年6月15日）から令和5年3月31日までの間に設置されたものが対象（時限措置））。
- 土地所有者から無償で借り受けた土地又は自己保有の土地であること。
- 対象土地（みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地と一体となつて管理又は使用されている土地を含む。）が一定の用途に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていないこと（R3.4～）。

1 措置内容

固定資産税及び都市計画税の軽減

- ・ 課税標準について、1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において、条例で定める割合を軽減
- ・ 認定市民緑地の管理期間のうち、最初の3年間の適用（認定市民緑地を設置した日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする）
- ・ 特例措置による減収については、普通交付税の増額により一部補填



2 対象

次を満たす認定市民緑地

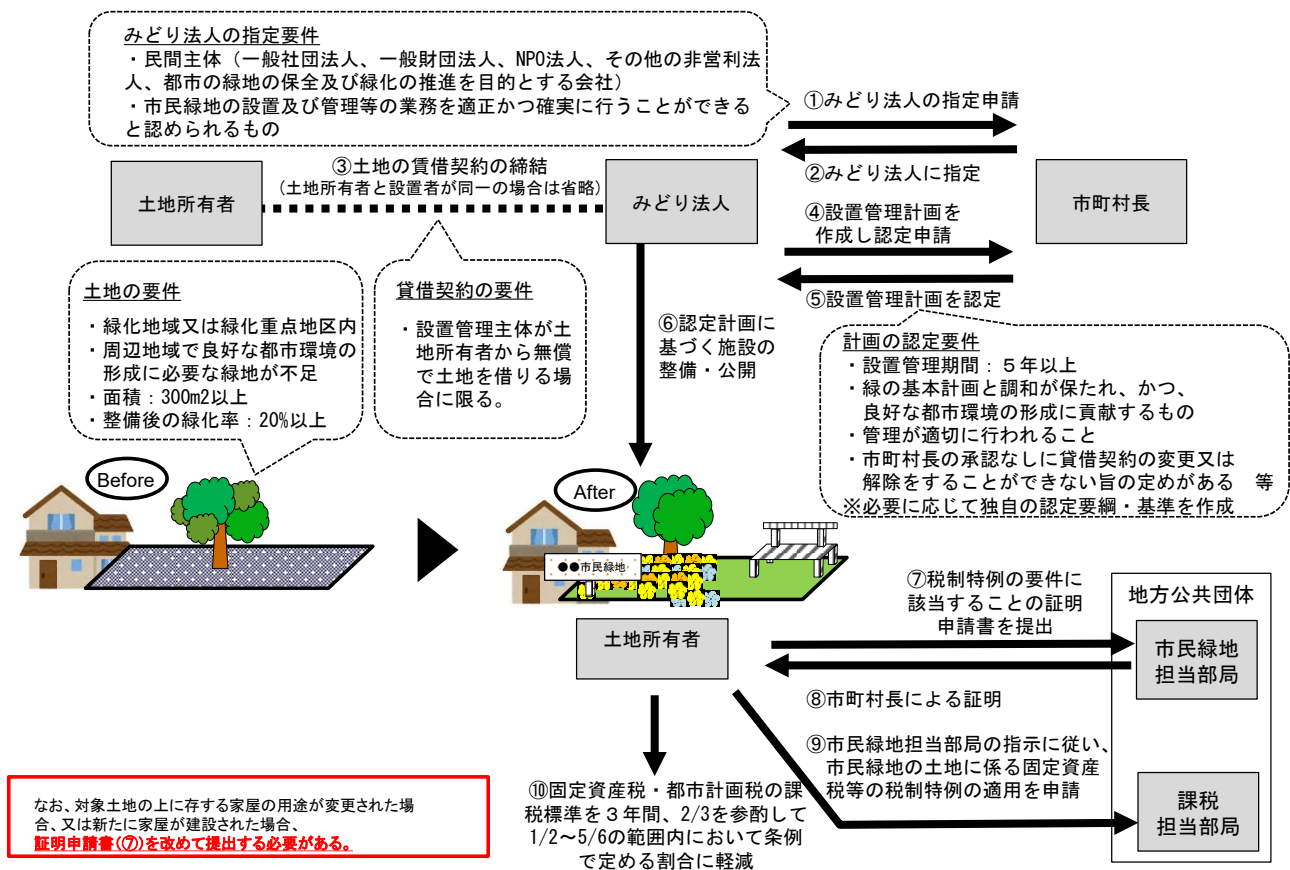
- 1) みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地
※ 都市緑地法の施行日（平成29年6月15日）から令和5年3月31日までの間に設置されたものが対象（時限措置）
- 2) 土地所有者から無償で借り受けた土地又は自己保有の土地であること
- 3) 対象土地（みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地と一体となつて管理又は使用されている土地を含む。）が一定の用途※に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていないこと
※住宅、学校、認定こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育園、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場又は倉庫

3 適用までの流れ

税制特例の適用までの流れは以下のとおり。税務手続を円滑に行うため、土地所有者及び設置管理者は、あらかじめ各市町村の課税担当部署に相談するとともに、各市町村の市民緑地担当部署は、課税担当部署との十分な調整を行うことが望ましい。

税制特例の適用に当たっては、整備された市民緑地が、継続してその用に供され続けていることが求められることから、少なくとも年に1回程度、みどり法人に対し、認定計画に基づく設置及び管理の状況について報告を求めるとともに、みどり法人が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該みどり法人に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるなどの措置をとるべきである。

〔市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の適用までの流れ〕



■地方税法施行規則附則第6条第70項各号に掲げる用途

住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫

家屋の用途については、家屋の建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等で確認するほか、必要に応じ認定事業者への意見聴取や現地確認を適宜実施すること

(地方税法施行規則附則第6条第70項各号に掲げる用途の詳細)

建築基準法施行規則別記様式うち以下の用途が該当

用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途の区分に対応する 地方税法施行規則の 規定	参考
8010	一戸建ての住宅	住宅	建築基準法第28条ほか
8020	長屋		
8030	共同住宅		
8070	幼稚園	学校	建築基準法第28条ほか
8080	小学校		
8082	義務教育学校		
8090	中学校、高等学校又は中等教育学校		
8100	特別支援学校		
8110	大学又は高等専門学校		
8120	専修学校		
8130	各種学校		
8132	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	建築基準法施行令第19条ほか
8170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	建築基準法第52条ほか
8180	保育所その他これに類するもの	保育所その他これに類するもの	建築基準法別表第二ほか
8210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く）	建築基準法施行令第19条ほか
8220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）		
8240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	診療所	建築基準法第28条ほか
8250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）		
8260	病院	病院	建築基準法第28条ほか
8310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	(左記のうち)公衆便所	建築基準法第44条ほか
8340	工場（自動車修理工場を除く。）	工場	建築基準法第二条第二号ほか
8350	自動車修理工場		
8510	倉庫業を営む倉庫	倉庫	建築基準法第二条第二号ほか
8520	倉庫業を営まない倉庫		

<関連法令>

(都市緑地法運用指針 12-2(5)②)

ア 税制特例の対象となる市民緑地

みどり法人が平成 29 年 6 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に設置した認定市民緑地の土地であって以下の条件を満たすものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において市区町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条 35 項）

- i みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地であること。
- ii 認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地（以下「対象土地」という。）が地方税法施行規則附則第 6 条第 70 項各号に掲げる用途（一 住宅、二 学校、三 幼保連携型認定こども園、四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの、五 保育所その他これに類するもの、六 建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等（助産所及び四、五に掲げるものを除く。）、七 診療所、八 病院、九 公衆便所、十 工場、十一 倉庫）以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて、令和 3 年国土交通省告示第 326 号に定める様式「地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請書」により市町村長の証明がされた土地であること。（地方税法施行令附則第 11 条 38 項）

イ 税制特例を受けるための手続

対象土地がア ii の要件を満たす土地であることを証明するため、具体的には以下の手続によることが望ましい。

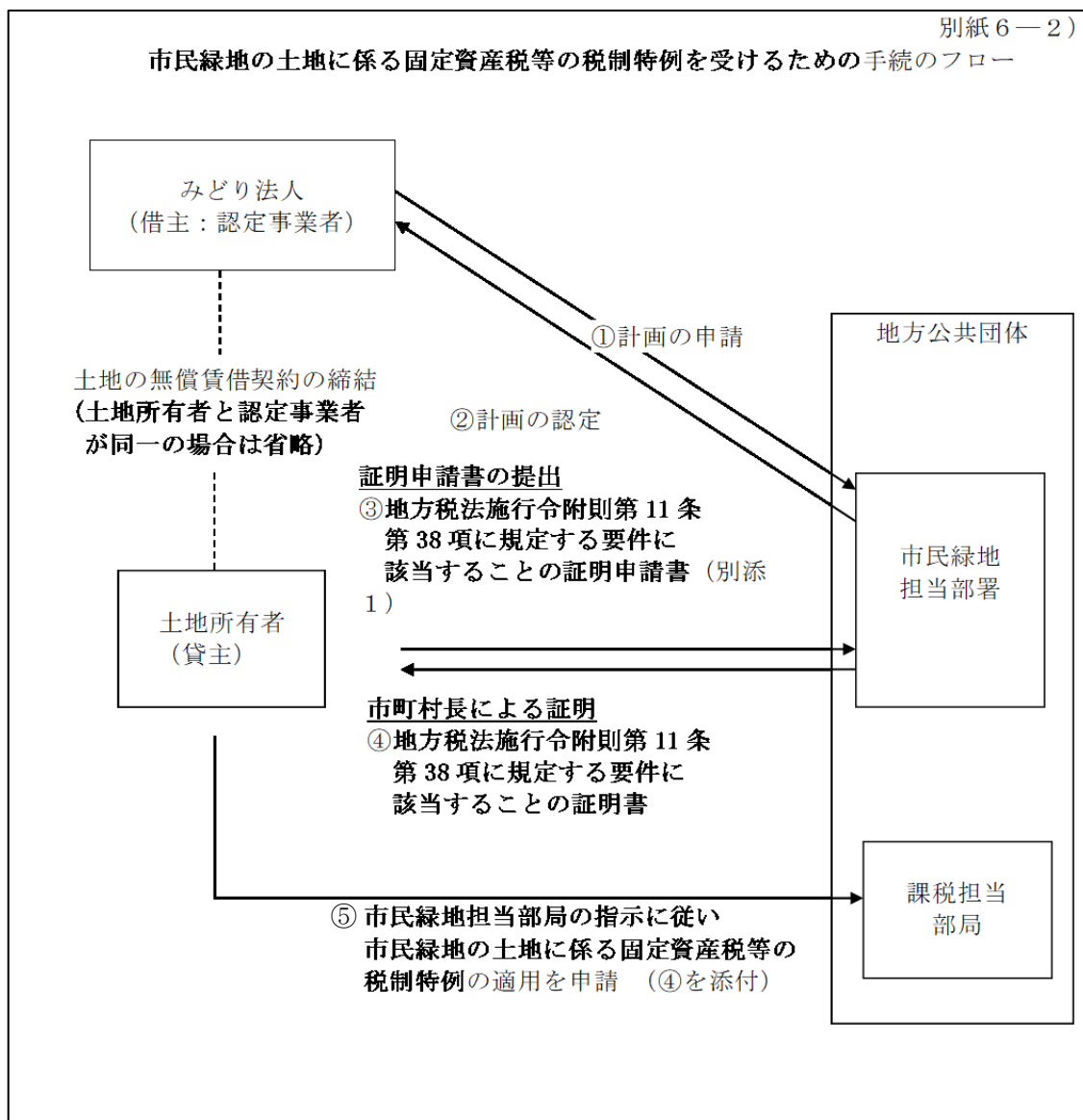
なお、税制特例を受けるための手続のフローについては別紙 6-2 のとおりである。

- i 土地所有者は市町村の市民緑地担当部署に対し、「地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を提出する。
- ii 市民緑地担当部署は、提出された申請書の内容について、認定計画をはじめとする書類と整合の取れた内容であり、対象土地がアに掲げる条件を満たすことを確認する。対象土地が地方税法施行規則附則第 6 条第 70 項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについては、家屋の建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等で確認するほか、必要に応じ認定事業者への意見聴取や現地確認を適宜実施し、税制特例の条件を満たしていることを確認すること。確認後、市町村長の証明を土地所有者に交付する。
- iii 土地所有者は、交付された書類を市町村の指示に従い課税担当部局に提出する。
対象土地の上に存する家屋の用途が変更された場合、又は新たに家屋が建設された場合には、土地所有者は、「地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を改めて提出し、市町村長の証明を受けなければならない。

ウ その他の留意事項

- i イの手續を円滑に行うため、土地所有者及び認定事業者は、あらかじめ市民緑地担当部署に相談するとともに、各市町村の市民緑地担当部署は、課税担当部局との十分な調整を行うこと。
- ii 認定事業者であるみどり法人は、法第 71 条に基づき、地方公共団体との密接な連携の下に市民緑地の設置及び管理を行わなければならない。また、市町村長は認定事業者に対し、法第 63 条から法第 65 条に定めるとおり、「報告の徴収」「改善命令」及び「認定の取消し」の権限を有する。

特に、税制特例の適用に当たっては、整備された市民緑地が、認定計画に従って継続してその用に供され続けていることが求められることから、少なくとも年に 1 回程度、みどり法人に対し、認定市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めるとともに、みどり法人が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該みどり法人に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるなどの措置をとるべきである。



(別記様式)

(市町村長) 殿

申請年月日
申請者住所(事業所)
氏 名(名称)

地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請書

下記 1. の土地が、地方税法(以下「法」という。)附則第 15 条第 35 項の規定の適用を受ける土地として、地方税法施行令(以下「令」という。)附則第 11 条第 38 項に規定する要件を満たすものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

1. 都市緑地法第 63 条に規定する認定計画に基づき設置した同法第 55 条第 1 項に規定する市民緑地の用に供する土地

所在	
地番	
地目	
地積	

2. 1. の土地及び 1. の土地と一体となって管理又は使用されている土地(以下「対象土地」という。)が家屋の敷地の用に供されている場合、当該家屋(以下「対象土地の上に存する家屋」という。)の用途

注) 対象土地の上に複数の家屋がある場合又は複数の用途に供する家屋がある場合には、全ての用途を選択すること。

- 住宅 学校 幼保連携型認定こども園
 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(①)
 保育所その他これに類するもの(②)
 建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等(助産所及び①、②に掲げるものを除く。)
 診療所 病院 公衆便所 工場 倉庫

3. 令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することが確認できる書類(添付)

- 認定を受けた市民緑地設置管理計画
 対象土地の登記事項証明書
 対象土地の上に存する家屋の登記事項証明書(2. に該当する項目がある場合に限る。)
 対象土地の上に存する家屋の用途を証する建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等の書類(2. に該当する項目がある場合に限る。)
 誓約書(別紙様式)

上記の土地は、法附則第 15 条第 35 項の規定の適用を受ける土地として、令附則第 11 条第 38 項に規定する要件を満たすものであることにつき、証明する。ただし、本証明申請書に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、この限りでない。

年 月 日

(市町村長) 印

別紙様式)

地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請に当たっての誓約書

私は、下記事項について確認したことを誓約いたします。

記

地方税法施行令附則第 11 条第 38 項に規定する要件に該当することの証明申請書（以下「証明申請書」という。）に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、速やかに申し出ること

証明申請書に記載する土地

所在：

地番：

以 上

年 月 日

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

(地方税法附則第 15 条 35)

都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(地方税法附則第 11 条 38)

法附則第十五条第三十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

(地方税法施行令附則第 6 条)

70 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

- 一 住宅
- 二 学校
- 三 幼保連携型認定こども園
- 四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 五 保育所その他これに類するもの
- 六 建築基準法施行令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く。）
- 七 診療所
- 八 病院
- 九 公衆便所
- 十 工場
- 十一 倉庫

71 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

3-2 市民緑地等整備事業（社会資本整備総合交付金）

- 緑の基本計画への市民緑地の位置付けが必要。
- 間接補助として国が当該施設の整備に要する全体費用の最大 1/3 まで補助が可能。
- 特別緑地保全地区や緑化地域等の制度を活用している都市又は居住誘導区域等を指定した都市であれば、総事業費要件は適用除外。
- 総事業費要件には、用地取得の想定事業費も対象となる。

1 措置内容 次の1)～4)のいずれも満たす認定市民緑地

- 1) みどり法人又は都市再生推進法人が市民緑地設置管理計画に基づき整備するもの
- 2) 管理期間が10年以上
- 3) 緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
- 4) 緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの

2 対象施設

- ① 園路又は広場
- ② 修景施設（植栽等）
- ③ 休憩所、ベンチその他の休養施設
- ④ 門、さく、照明施設、水道その他の管理施設

3 補助率

間接補助として国が当該施設の整備に要する全体費用の最大 1/3 まで補助

- ・ 地方公共団体が補助に要する費用の2分の1
- ・ 当該施設の整備に要する全体費用の3分の1
（国庫補助を除く、残り2/3を地方公共団体が負担することも可能）

4 面積要件 原則2ha以上（周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む）

- 1) 地域防災計画において避難地に位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては、1ha以上（重要都市（※）における事業は、2,500㎡以上）
- 2) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、500㎡以上。
- 3) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、500㎡以上。

5 都市要件 次の1)及び2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

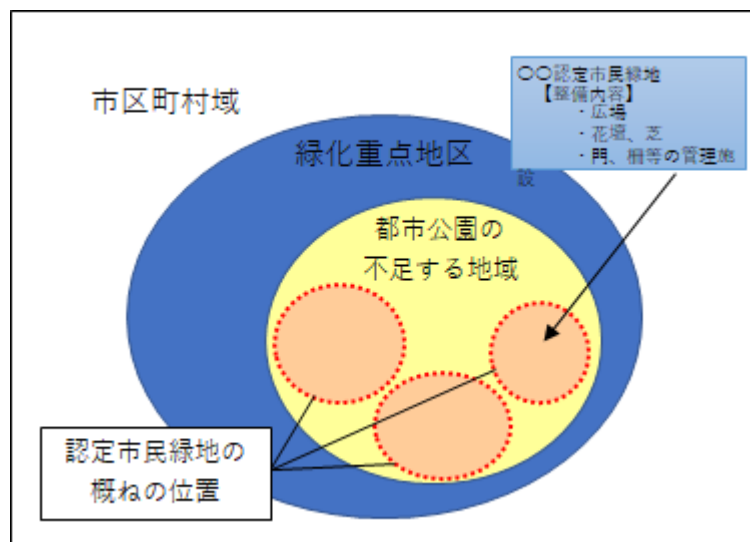
- 1) 緑の基本計画を策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画を策定済み若しくは策定中の都市。
 - 2) 以下のいずれかの要件を満たす都市。
 - ① 重点都市（※）
 - ② 立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市。
 - ③ 人口10万以上の都市。
 - ④ ・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯。
・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域。
・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域。
- ※ 重点都市・・・環境モデル都市（候補都市を含む）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画（地区計画等緑化率条例制度）、特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区の指定により、緑の保全・創出を積極的に行っている都市をいう。

6 総事業費要件

市民緑地の開設に必要な全体事業費が2億円以上であること。

（ただし、重点都市又は立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市の場合は適用除外）

また、全体事業費には、認定市民緑地の用途取得を行う場合の想定事業費、みどり法人による施設整備費を見込むことが可能。



参考事例：社会資本整備総合交付金を活用した市民緑地の整備

柏市「かしわ路地裏市民緑地」

柏市では、「かしわ路地裏市民緑地」の整備にあたり、社会資本整備総合交付金を活用した。整備主体は、NPO 法人 urban design partners balloon とし、整備開始を平成 29 年 12 月 28 日、整備完了は平成 30 年 3 月 31 日とした。



市民緑地を設置するにあたり整備した施設例

- ・ 緑化施設（芝生・樹木ほか）
- ・ 管理のため必要な施設（物置・コンセント・立水栓等）
- ・ 舗装（インターロッキング、透水アスファルト等）

ほか、認定市民緑地の設置根拠となる、「緑の基本計画」に関する事項については、本手引き P2-2「STEP 1 要件の確認」及び、P2-5「参考事例：緑化重点地区の認定事例（柏市）」を参照のこと。

参考：都市再生推進法人

- ・ 都市再生推進法人は、まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制が整っている優良なまちづくり団体*に対して、都市再生特別措置法に基づき市町村長が指定する法人をいう
- ・ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性が担保される。
- ・ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割が期待されている。

※一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO 法人、まちづくり会社



4.事例紹介

これまでに認定された市民緑地の事例

4-1 中川自治会広場（埼玉県さいたま市）

H29.8 中川自治会をみどり法人指定・市民緑地認定

4-2 かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市）

H29.9 NPO 法人（urban design partners balloon）をみどり法人指定

H29.11 市民緑地認定

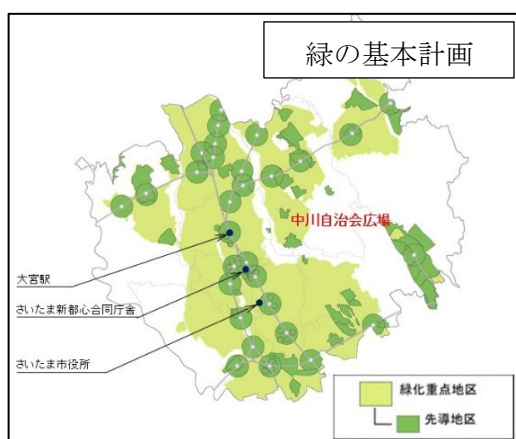
4-3 ソシエルみどりの プレイスファーム（茨城県つくば市）

H31.2 市民緑地認定



R01.12 (株)プレースメイキング研究所をみどり法人指定

4-1 中川自治会広場（埼玉県さいたま市）

- 自治会が活動に使う広場を市民緑地に認定。設備管理計画に基づいて、芝生や植栽の整備を行なった。



認定内容	
名称	中川自治会広場
場所	埼玉県さいたま市見沼区
土地所有者	個人
設置管理主体	中川自治会（認可地縁団体） ※H29.8 みどり法人指定
設置管理計画	H29.8.30 認定
管理開始日	H29.12.1
面積	約 2,500 ㎡
管理期間	5年間（H29.12～H34.11）

税	交付金
1/2（特例措置適用以前から固都税は全部減免）	-
設備・植栽	
芝生  農地 - 林地 -	
花箱  壁面緑化 - 遊具 -	
ベンチ - トイレ - 飲食施設等 -	

経緯	
平成13年5月	「さいたま市民間児童遊園地等補助金交付金要綱」の創設

平成 20 年 3 月	「中川自治会広場」の開設
平成 29 年 8 月	みどり法人の指定
平成 29 年 8 月	市民緑地設置管理計画の認定
平成 29 年 12 月	緑化施設の整備、市民緑地を設置

ポイント

<中川自治会広場>

中川自治会広場は、平成 20 年 3 月に開設され、さいたま市の「民間児童遊園地制度」により、整備と運営に対しての支援を行いました。

<参考：民間児童遊園地制度>

さいたま市では、平成 13 年より自治会等の運営団体から地権者が借地し、児童遊園地を設置管理運営する「民間児童遊園地制度（根拠：さいたま市民間児童遊園地等補助金交付要綱）」を運用してきました。

具体的には、児童遊園地の場合は、面積 300 m²以上、概ね 250m 以内に都市公園等が設置されていないこと、広場の場合は、面積 700 m²以上、概ね 500m 以内に都市公園等が設置されていないことという条件を満たす土地等の整備に対して、市は運営団体に対して補助金を交付しています。

URL：https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00000966.html

<さいたま市緑の基本計画における位置付け>

さいたま市は、ほぼ市街化区域と一致する範囲を緑化重点地区に指定しており、当該緑地の位置するさいたま新都心周辺地区は、緑の積極的な確保を目指すこととしています。

<市民緑地認定制度の活用>

さいたま市は、市民緑地認定制度によりオープンスペースの確保を進めることとし、中川自治会広場からの認定申請に対し認定を行いました。市民緑地設置管理計画において、緑化施設の整備を行い、緑化率 20% を満たすこととしています。

運営・利用の状況

設置管理者である自治会によって、設置管理計画に基づき、管理が行なわれており、地域住民が利用しています。

4-2 かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市）

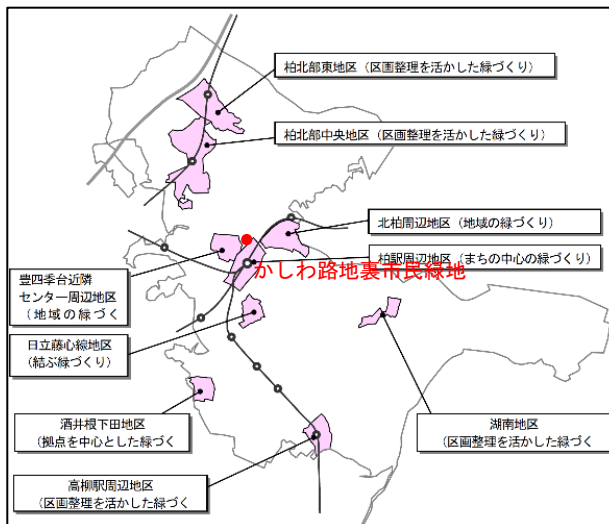
- 住宅地の使われていない旗竿地を市民緑地に認定。路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用されている。






活用状況



市民緑地の範囲



認定内容	
名称	かしわ路地裏市民緑地
場所	千葉県柏市
土地所有者	個人
設置管理主体	NPO 法人 urban design partners balloon ※H29.11.15 みどり法人指定
設置管理計画	H29.11.15 認定
管理開始日	H29.12.1
面積	約 500 m ²
管理期間	10 年間

税	交付金	
1/2 (3 年間)	○	
設備・植栽		
 芝生  花壇  ベンチ	農地 — 壁面緑化 — トイレ —	林地 — 遊具 — 飲食施設等 —

経緯	
平成 22 年	カシニワ制度の創設
平成 29 年 6 月	柏市緑の基本計画の一部変更（柏駅周辺地区の位置付けを明記）
平成 29 年 8 月	計画協議
平成 29 年 9 月	柏市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要領制定 みどり法人の指定
平成 29 年 11 月	土地使用借用契約締結 市民緑地設置管理計画の認定
平成 29 年 12 月	柏市緑の基本計画の一部変更（柏駅周辺地区の位置付けを明記）
平成 30 年 3 月	市民緑地の整備完了

ポイント
<p><かしわ路地裏市民緑地></p> <p>かしわ路地裏市民緑地は、住宅地に位置する旗竿形の土地を市民いこいの場として整備したものです。柏市では従前よりカシニワ制度を運用し、緑保全・創出や地域の魅力アップを図ってきました。かしわ路地裏市民緑地では、社会資本整備総合交付金（市民緑地等整備事業）を活用し、花壇、路地の舗装、電気や水道などの施設整備を行いました。</p> <p><参考：「カシニワ制度」の創設></p> <p>「市民緑地認定制度」創設以前から、柏市では、市内で市民団体等の方々が手入れを行いながら、主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や空き地等）並びに一般公開可能な個人のお庭を「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、カシニワの関わりを通じて、みどりの保全・創出、人々の交流の増進、地域の魅力アップを図ることを目的とした「カシニワ制度」を平成 22 年より運用してきました。</p> <p>具体的には、みどりの保全や創出のために、土地を貸したい土地所有者、使いたい市民団体等、支援したい人の情報を集約し、市が仲介を行う「カシニワ情報バンク」を運営するほか、一般公開可能な個人の庭、地域の庭をしに登録していただく「カシニワ公開」等を行っています。</p> <p>URL：http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p042713.html</p> <p><柏市緑の基本計画における柏駅周辺地区の位置付け></p> <p>既に緑化推進重点地区として指定されていた柏駅周辺地区（約 129ha）について、駅前の市街化により市内で特に公園や緑が不足している地域でもあることから、地区における民間活力による緑のオープンスペースの創出を図るため、柏市緑の基本計画において当該地区の位置付けを行いました。</p> <p><柏市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要領の策定></p> <p>みどり法人の指定のため、指定要綱を策定し、柏市における民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る団体をみどり法人として指定することとしました。</p>

運営・利用の状況
<p>地元の若手の農業従事者が育てた野菜をメインとした路地裏マルシェが定期的に関催されるなど、地域の賑わいと経済活動の創出の場になっています。また、市民緑地の花壇や緑の管理については、障がい者福祉団体も参加し、協力を得ています。</p> <p>市民緑地の管理状況の報告については、管理主体のみどり法人より年単位の管理状況報告書を提出することになっており、随時現場確認も行っています。</p>

4-3 ソシエルみどりの ファームプレイス（茨城県つくば市）

- 土地区画整理事業の住宅地内に生み出されたオープンスペースを市民緑地として認定。休憩所や花壇、菜園等を整備し、地域住民の交流の場として活用されている。緑化重点地区に指定されたつくばエクスプレス沿線地区にあり、緑を積極的に取り入れたまちづくりを目指している。



認定内容	
名称	ソシエルみどりの ファームプレイス
場所	茨城県つくば市
土地所有者	株式会社プレイスメイキング研究所
設置管理主体	株式会社プレイスメイキング研究所 ※R1.12 みどり法人指定
設置管理計画	H31.2.8 認定
管理開始日	H31.4.1
面積	約 470㎡
管理期間	5年間

税	交付金
1/2 (3年間)	
設備・植栽	
芝生 — 花壇 — ベンチ —	林地 — 遊具 — 飲食施設等 —
壁面緑化 — トイレ —	

経緯	
平成 11 年 6 月	萱丸土地区画整理事業（292.7ha）が都市計画決定
平成 13 年 3 月	萱丸土地区画整理事業が計画認定
平成 29 年 4 月	土地区画整理区域内の分譲住宅地のひとつである ソシエルみどりのイーストリア（3.7ha）がまちびらき
平成 30 年 1 月	ソシエルみどりのウェストリア（3.5ha）が募集開始
平成 30 年 4 月	ソシエルみどりのイーストリア管理組合設立に向けた説明会の開催
平成 31 年 2 月	ソシエルみどりの ファームプレイスの 市民緑地設置管理計画の認定
令和元年 12 月	みどり法人の指定
ポイント	
<p><つくばエクスプレス沿線地区の緑化重点地区></p> <p>つくばエクスプレス（TX）沿線の開発は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」に基づき、TX の整備と沿線地域のまちづくりを一体的に進める、総合的かつ広域的な事業です。</p> <p>つくば市緑の基本計画では、つくばエクスプレス沿線地区を緑化重点地区として位置づけて、公園などの整備と緑化の推進に努めるとしています。</p>	
<p><つくば市緑の基本計画改訂版（H28.3）></p> <p>第3章 緑の推進施策の方針</p> <p>8. つくばライフを楽しむ緑の拠点づくり</p> <p>（2）公園などの整備・再整備</p> <p>公園は、研究学園地区やつくばエクスプレス沿線地区を中心とした市街化区域において計画的に配置される一方で、周辺地区においては公園や緑地などのオープンスペースは不足しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後は都市公園を市民 1 人当たり 10 m²以上を確保することをめざすとともに、多様な手法を含めて公園や緑地などのオープンスペースを地域にバランス良く確保していくよう努めます。</p> <p>公園の新規整備や再整備（リニューアル）に際しては、誰もが安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインや防犯に配慮するとともに、地域の特性や住民の意見を活かした公園などの整備に努めます。</p> <p>12. 地域の環境と調和する緑のまちなみづくり</p> <p>（3）緑化重点地区のまちなみづくり</p> <p>つくば駅周辺の中心市街地と、土地区画整理事業により緑を積極的に保全した開発方策が推進されているつくばエクスプレス沿線地区を緑化重点地区として位置づけ、公園などの整備と緑化に努め、先導的なまちなみの維持、整備を進めるものとします。</p>	
<p><ソシエルみどりの></p> <p>【ソシエルみどりの】は、（一財）住宅生産振興財団のコーディネートのもと、ハウスメーカー6社による分譲住宅地であり、戸建住宅だけでなく、賃貸集合住宅、保育園、菜園やクラブハウスを兼ねた集会所を含めて一体的に計画されたミックス開発が特徴で、イーストリア（3.7ha）、ウェストリア（3.5ha）の二期に分けて整備されました。</p>	

＜ソシエルみどりの ファームプレイス＞

市民緑地として認定された【ソシエルみどりの ファームプレイス】は、ソシエルみどりのウエストリアに設置されたオープンスペースで、休憩所や花壇、菜園等が整備され、地域住民の交流の場として活用されています。当該地は、設置管理者である㈱プレイスメイキング研究所が土地を所有しています。㈱プレイスメイキング研究所は、まちづくりのコンサルタントや住宅地の管理業務を行う会社であり、ソシエルみどりのにおいても住宅地内の管理業務を行なっています。

＜参考：景観協定＞

萱丸地区内において、一団の集合住宅及び戸建住宅地（開発行為により整備）における良好な景観の形成を図るために景観協定を認可しました。

協定事項（イーストリア、ウエストリア共通）

建築物、工作物、緑化、屋外広告物、その他良好な景観の形成に関する事項

協定期間（イーストリア、ウエストリア共通）

10年（廃止の合意がなければ、さらに10年更新する。）

協定の認可

H28.12 イーストリア、H29.6 ウエストリア

運営・利用の状況

ソシエルみどりファームプレイスでは、住宅街に住んでいる皆さんへのサービスの一つとして、農をコモンズとして位置づけて提供できないか実験しています。ここでの活動は、農を前面には出さず、アトラクション、スポーツのようなクラブ活動の一つとしてとらえています。農業というよりは、良い土づくり、作物をつくるプロセスを楽しんでもらいたいと考えています。

現在は、設置管理者である㈱プレイスメイキング研究所の直営で管理しています。アドバイザー（ボランティア的に協力）として、農の専門知識を専門家に協力をいただいています。

2019年には、ウエストリアの農園で収穫した枝豆をイーストリアの夏祭りに提供することで、住宅街のなかのコモンズ空間としてのファームプレイスの意識付けをし始めたところである。

イーストリア、ウエストリアの住民の方に利用していただき、交友関係を築く空間となることを想定しています。将来的には、共通の管理組合、自治会、景観協議会を超えて、収穫祭というお祭りや菜園クラブ的な活動を行なっていきたいと考えています。

5.その他

制度の普及や認定市民緑地の PR のため、ロゴマークやリーフレットが用意されている。適宜、ご活用いただきたい。

5-1 認定市民緑地ロゴマーク



市民緑地認定制度の認定マーク使用の手引き

1. 認定マークのデザイン

認定マークは、地域の人々が集まり、つながる「地域コミュニティのための賑わい広場」をイメージしています。地域みなさんに、地域のための魅力的な広場づくりをしてもらいたいという思いから、

- 子どもたちは
「地域みなさんの力によってつくられていること」
- 葉や鳥、花は
「この制度によってできた広場の上に豊かな緑や生き物たちのいる空間がつけられること」



を表現しています。

2. 認定マークの使用方法

認定マークは、認定された緑地や、制度をPRする資料等に自由に活用が可能です（営利のための販促物への使用については無断での使用はできません）。優良な市民緑地の普及啓発のために正しくご活用ください。なお、マークに関する権限は国土交通省が保有します。

3. 認定マークの使用条件

- (1) 認定マークデータ、使用ガイドに記載された事項を順守して下さい。
- (2) 認定マークデータは必ず支給されたデータを使用して下さい。

- データの種類
 - ◇ オフセット等、印刷用データ・・・ Adobe illustrator8,CS,CC(2018)
 - P1_認定マーク DATA とガイド_1：形
 - P2_認定マーク DATA とガイド_2：色と形
 - P3_認定マーク DATA とガイド_3：背景
 - P4_認定マーク DATA とガイド_4：その他使用の例
 - ◇ 同内容確認用 pdf
 - ◇ プリンタ用マーク画像・・・ web,プリンタ程度の出力用の jpg、png、gif
 - ※プリンタ用はオフセット印刷には使用しないでください

以上

認定マークに関する問い合わせ先
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
Tel : 03-5253-8420 (直通) Fax : 03-5253-1593

認定市民緑地
ロゴマーク

カラーの時

プロセスカラー：

C=75%,M=10%,Y=100%,K=0%

特色の場合：DIC 2552

WEB の場合：#32A138



認定市民緑地
ロゴマーク

グレースケールの時：

Black=75%

WEB の場合：#646464



市民緑地認定制度

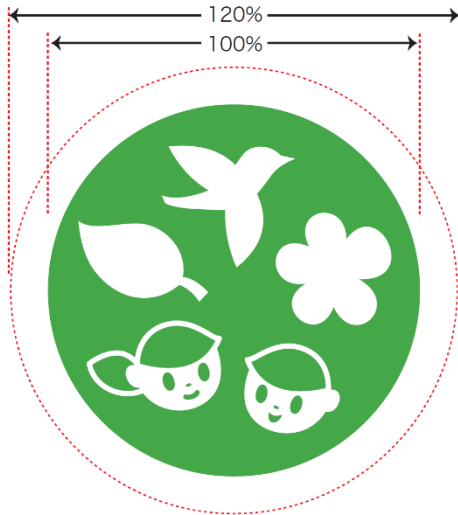
◆認定マーク DATA とガイド_1：形

◆規定のデータと余白

※このデータから、適宜拡大縮小して使用する。

※縦横比を変えてはいけない。パスを変形させないように注意すること。

※赤の点線は、マークの一部ではなく、最低限必要な余白の範囲を示している。



10mm~6mm
の場合は
こちらのデータを
使用すること

※直径 6mm 以上
での使用が望ましい。



市民緑地認定制度

◆認定マーク DATA とガイド_2：色と形

◆規定の着色3種



カラーの場合



プロセスカラー：
C75%,M10%,Y100%,K0%

特色の場合：DIC 2552
WEBの場合：#32A138



グレースケールの場合



Black=75%

WEBの場合：#646464



モノクロの場合



Black=100%

WEBの場合：#000

※ここに示した色で表現すること。

※丸の中にある絵柄は常に白で表現すること。

(やむを得ず上記以外の単色印刷の場合、また白以外の紙色で白インクを使用できない場合には
マークの印象が変わらないように留意すること)



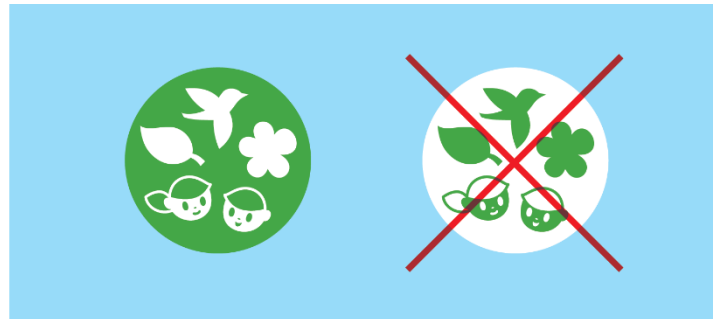
※、規定以上の余白をもたせる場合、丸、四角、小さい角丸は許容範囲だが、
余白がマークの近くで他の形を表現して、マークに意味を添加するようなものはこれを認めない。



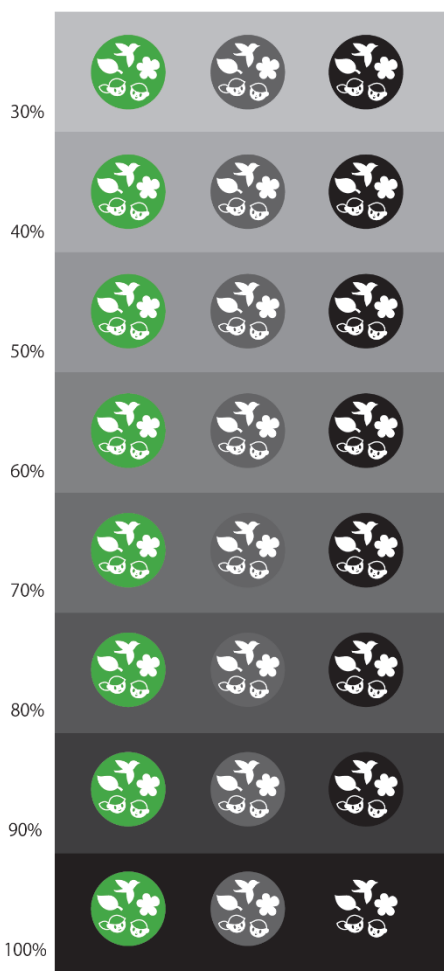
市民緑地認定制度

◆認定マーク DATA とガイド_3：背景

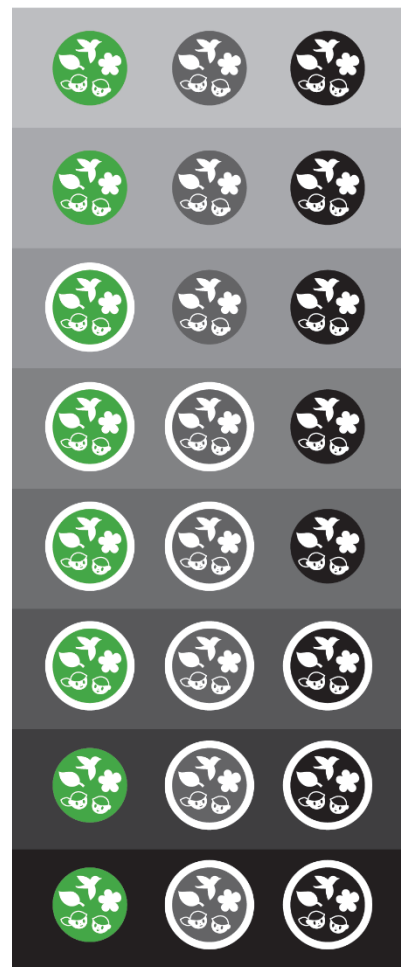
◆背景との関係



※マークは
ネガポジ反転を
しないこと。



左の例のように
周囲と区別が
つきにくい場合には
右の例のように
余白等を使って
周囲と分離すること



市民緑地認定制度

◆認定マーク DATA とガイド_4：その他使用の例

※マークは規定に則って、独立させてはっきりわかるように配置すること。



✕ マークの変形
(→拡大縮小以外の変形をしない)

✕ 規定外の着色
(→中の絵柄は白で)

✕ 規定外の着色
(→グレーは75%で)

✕ 余白に着色
(→余白は白で)



✕ 余白がきちんと取られていない
(→背景に柄があれば余白を取る)



✕ ネガポジ反転は不可
(→反転させない)



✕ 余白が意味ありげな形になっている
(→余白は丸、四角、小さい角丸で)



✕ 激しい模様の背景
(→余白を充分につける)



✕ マークと同色の入った背景
(→余白を充分につける)



✕ マークが目立たなくなる背景
(→余白を充分につける)



✕ 中の絵柄を抜きで使用する
(→中の絵柄は白で)



✕ 規定の余白を取っているが、
背景に文字やうろさい模様がある
(→余白を充分につける)



✕ 規定の余白を取っているが、
マークを飾り付けるような模様がある
(→飾りのように見えるものを周囲に置かない)

5-2 認定市民緑地リーフレット



民間団体、土地所有者の皆様へ

市民緑地認定制度のご案内

公園のような緑地として地域に公開することで
固定資産税等の軽減、整備費の補助が受けられます

※個人の土地所有者は、緑地の設置管理者(NPO法人、住民団体等)に土地を無償貸付した場合、固定資産税等の軽減が受けられます。

市民緑地認定制度とは

民間主体による、にぎわいを生み出す地域活動の拠点となる広場や緑地空間を整備し、地域の活性化につなげる取り組みを応援するため、平成29年度に都市緑地法において創設された制度です。地域に公開したい土地に関する整備・管理計画を作成し、市区町村から認定を受けることで、税金の軽減措置や整備費の補助が受けられます。

対象要件

- 対象区域:緑化地域または緑化重点地区内
- 設置管理主体:民間団体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること
- 面積300㎡以上
- 緑化率20%以上
- 設置管理期間5年以上 等

認定権者

- 市区町村

例えば

空き地を利用した緑地の創出



敷地の一部を緑化空間として整備し、地域社会へ貢献



事例



地域に入り込んで都市デザイン活動を行うNPO法人urban design partners balloonは、「空き地からコミュニティの場へ」というコンセプトのもと、柏市の個人所有の空き地(500㎡)を多目的に利用できる緑地に整備し、路地裏マルシェなどを開催。「かしわ路地裏市民緑地」として、柏市から市民緑地に認定され、地権者の税負担の軽減、安全面の向上、コミュニティの場としての強化などの効果が出ています。

市民緑地認定制度 認定のメリット

- 一定の要件を満たす土地について、固定資産税・都市計画税を軽減(3年間 原則 1/3 軽減(軽減の割合は自治体によって異なります))
- 植栽、ベンチ等の施設の整備費を補助(社会資本整備総合交付金)
- 市区町村の公的な緑地に位置付けられ、市区町村と連携しながら活動ができる

これらの支援について、詳しくは市区町村にご相談ください。

市民緑地認定制度に関するお問い合わせ 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL 03-5253-8420

具体的な制度活用に関するお問い合わせは市区町村まで

